

地名散歩

第149回 富士川はフジガワではない！ 濁点の有無をめぐる問題点

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

大学生の頃、静岡県富士市出身の友人と富士川の話になった。私が「ふじかわ」と発音したら、彼はすかさず「ふじかわ」と指摘したのである。他郷者であっても正しく発音してほしいという強い意識には妙に感心したものだ。同様に安倍川も濁らない。これは別の人に聞いた話だと思うが、固有名詞部分に濁点があるとカワで、濁点がないとガワになるのだとか。なるほど天竜川のテンリュウに濁点がないからガワになる。他もざっと確かめてみると、狩野川、大井川もなるほど濁点付きだ。もっとも中小河川を調べてみるとその「基準」に沿わない例も散見されるけれど。

そういえば、茨城県知事は大井川和彦さんだ。令和4年(2022)10月、茨城新聞社に掲載された『さらば「いばらぎ」濁点宇宙発射計画、始動。』という1ページ全面キャンペーン広

告で、知事が「いばらぎではない」と大書された額を手に真顔で訴える写真が掲載された。その下方には日本列島のある地球のイラストがあり、茨城県から宇宙へ向かう矢印の先には、追放されたらしき濁点が浮かんでいる。

広告の「本気度」はかなり高そうだが、茨城県出身の母方の祖父は「いばらぎ」と発音していたので、私は長らく濁点付きが正式だと思い込んでいた。それだけ濁る県民も多いのだろう。そもそも生活の中で用いられる地名の読み方は、方言の要素も絡むため厳密に甲乙つけられず、その必要もないと思うが、濁点の有無をおろそかにできない生真面目な人が企画したのだろう。

同じ地名でも濁点の有無が実際には統一されていない例も少なくない。たとえば東京都中野区江古田の読みは「えごた」であるが、隣の練馬区にある西武池袋線の江古田駅は「え



秋葉原が終点の貨物駅だった頃。所在地の神田花岡町は一带が火除地であった。神田駅方面と接続したのは大正14年(1925)。1:10,000「日本橋」大正8年(1919)鉄道補入



現在の国立市谷保付近。開通したばかりの南武鉄道(現JR南武線)の駅名標記は、南西側の谷保天満宮と同じ「やぼ」になっている。1:25,000「府中」昭和5年(1930)部分修正

こだ」と濁点の位置が異なる。もともと練馬区の方は江古田村を親村とする江古田新田で、中野区の江古田とは離れていた。ただ混同されないよう昭和35年(1960)に練馬区江古田町は旭丘と改称している。地名の由来はエゴの木に由来する説もあるが、駅名の濁点が移動した理由はわからない。

秋葉原という地名もよく話題にのぼる。「本来はアキバハラだったはず」と主張する人は昔から今に至るまで少なくない。かの永井荷風も日記をまとめた『断腸亭日乗』で、「秋葉ヶ原に停車場あり之をアキハバラ駅と呼ぶ。鉄道省の役人には田舎漢多しと見えたり」と批判した。秋葉ヶ原というのは江戸時代から火災が多発してきた街の要所に設けられた防火帯のひとつである。明治2年(1869)の大火を受けて翌3年に鎮火社を勧請したところ、「火防といえは秋葉」との連想からか、一般にそのように呼ばれ始めたという。呼称は秋葉ツ原、秋葉ノ原などさまざまだったという。

東北本線の前身である日本鉄道が上野から神田川近くまで建設した貨物線の終点を秋葉原としたのが駅名の始まりであるが、その読み方は逓信省鉄道局が明治27年に調査・発行した『日本鉄道一覧表』に付されたローマ字表記によれば「AKIBANO HARA」とある。それが後に「あきはばら」に変わったらしい。もっともこの資料の「よみ」は他駅(宮城県の新田駅を「しんでん」とするなど)の誤りも散見され、必ずしも信憑性が高くないので当初から「あきはばら」だった可能性はある。

「あきばのはら」だったとすれば荷風も納得してくれただろうか。いずれにせよ後に鉄道院またはその前身が「あきはばら」に決定したことは間違いなく、何らかの根拠に基づくものだったはずだ。荷風はこのようにしばしば「田舎漢」を嘲笑するのだが、鉄道院で命名に関わった担

当官がそれほど無教養だったとは思えない。

東京都国立市の谷保という地名も濁点の有無が分かれる。古くからお住まいの人は「やぼ」が多数派のようで、有名な谷保天満宮の正式な読みもヤボだ。自治体としての谷保村(現国立市)の読みも、戦前の資料では「やぼ」とルビを振ってあるものが目立つ。濁らなくなったのは南武鉄道(現JR南武線)の谷保駅の読みが始めとする説もあるが、手元の昭和5年版『鉄道停車場一覧』には「やぼ」とあり、同9年版では濁点が外れている。単なる誤りか改称かの判断は難しい。

東京都荒川区の東尾久、西尾久とJR東北本線の尾久駅も昔から不一致だ。こちらも『角川日本地名大辞典』の見出しでは「おぐ」とあるが、「おぐ」ともいう(出典は『新編武蔵風土記稿』)と記されているので、住民によってどちらも発音されていたのかもしれない。よく間違われるのが三重県の松阪市。本来は濁らないのだが、「まつざか」と呼ぶ人は多い。松阪牛のウェブサイトでも「よくあるご質問」のトップに濁点問題を挙げ、「『まつざかうし』『まつざかぎゅう』と《さ》が濁るのは間違いです」と強調している。他にも滋賀県庁のある大津市と熊本県の大津町、東海道本線の島田駅と山陽本線の島田駅など枚挙に暇がない。

濁点は嫌われる傾向もあって、たとえば山梨県の須玉町(現北杜市)は平成2年(1990)にわざわざ「すだま」から「すたま」に改称したし、高知県の南国市は昭和34年(1959)に後免町ほか4村と合併して市制施行した際、「ごく」の読みが「獄に通ずる」として嫌い、清音にしたという。

濁点の有無は「正式」かどうかは別として、住民の間で発音が分かれるのは自然なことだ。昨今では鼻濁音を発音しない(できない?)人も多いが、いずれにせよ濁点を宇宙の彼方まで追放してしまうのはちょっと「ヤボ」ではないだろうか。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

お詫びと訂正

2024年6月号(No.809)の「地名散歩」におきまして、誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

■見開きの本文1行目：(誤) 旧野市町(現香美市) (正) 旧野市町(現香南市)

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.811
2024 August



表紙写真

「ひまわりとミツバチ」

第38回写真コンクール入選
初見 美保(補助者)●茨城会

自然の美しさと夏を感じる一枚です。友人と2人で行った山梨旅行。このハチたちもおともだちかな? ?なんて想像しながらカメラのシャッターを押しました。また自然を感じにお届けしたいと思います。

地名散歩 今尾 恵介

03 第81回定時総会

10 寶金敏明先生を偲んで

16 地籍学事始め

第3回(前編) 地籍問題研究会の設立の目的及びこれまでの活動

地籍問題研究会元事務局長 鎌野 邦樹

第3回(後編) 地籍問題研究会の設立以後これまでの活動

地籍問題研究会幹事 岡田 康夫

20 第39回写真コンクール開催

29 愛しき我が会、我が地元(4巡目) Vol.126

釧路会/岡山会

32 「土地家屋調査士白書2024」発刊のお知らせ

34 お知らせ

土地家屋調査士2025年オリジナルカレンダー

35 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

37 会務日誌

39 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書

40 土地家屋調査士名簿の登録関係

41 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム
調査士カルテ Map

42 ちょうさし俳壇 第471回

43 国民年金基金だより

45 編集後記

第81回定時総会



令和6年6月18日(火)、19日(水)、東京ドームホテル地下1階「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会第81回定時総会が開催された。1日目は活発な梅雨前線や低気圧の影響で激しい雨、2日目はうって変わって広く移動性高気圧に覆われ厳しい暑さという環境の中、東京に全国から各土地家屋調査士会長及び代議員総勢151名が一堂に会した。市川栄二理事が司会を務めることが発せられ、高倉健専務理事の音頭により、開会に先立ち、この1年間で他界された会員への黙祷に始まり、「土地家屋調査士倫理綱領」の唱和、「調査士の歌」の斉唱が行われた。そして、ご来賓をお迎えして厳正な空気の中、定刻どおりの開会となった。

杉山浩志副会長から開会が宣言されたのち、岡田潤一郎会長による挨拶があり、「本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方、お怪我をされた方、家屋の損壊等に遭われた方等々、極めて甚大な被害をもたらしました。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げ、安定した生活を1日も早く取り戻されることを、切に願っているところです。」との言葉があった。

次に法務大臣表彰状の授与式が執り行われ、受賞者20名を代表して青森会の小林要藏会員が謝辞を述べられた。また、連合会長表彰状授与及び連合会長感謝状贈呈については、花岡真常務理事から既に



岡田会長



各土地家屋調査士会の総会において授与又は贈呈されている旨報告された。

その後、ご来賓を代表して小泉龍司法務大臣(代読 竹内努法務省民事局長)からご祝辞をいただいた。

続いて、令和6年能登半島地震に関する報告が行われた。

「まず、皆様からいただいた温かいご支援と義援金に心から感謝申し上げます。去る5月24日の石川会の定時総会会場において、義援金をいただいた各土地家屋調査士会や個人のご高名を



石川会 有川宗樹会長

掲示させていただきました。義援金は当会配分委員会を通じ、被災された会員に支給するとして、3月末に第1次配分を行いました。今後、会員全員の自宅



法務大臣表彰式

や事務所の被災状況全容が把握できた段階で、被害に応じて第2次配分を行う予定です。皆様のお気持ちに被災会員に代わり厚く御礼申し上げます。さて、令和6年能登半島地震はマグニチュード7.6、最大震度7の規模で輪島では南西方向に2メートルの地殻変動、4メートルの隆起が観測され、津波・土砂災害・火災・海底隆起・液状化現象などが各地で発災しました。被災地のほとんどは半島先端で、点在する市町を結ぶ交通網が寸断されたため、復旧がなかなか進みません。260名の命が失われ、現在も2,800人以上が避難生活をされており、今月3日にも震度5の余震がありました。石川県内で被害を受けた住宅は、81,000棟以上で、このうち公費解体の対象は22,000棟と言われている中、18,000棟余りが解体申請されているとのこと。しかし、これは申請に必要な所有者全員の同意が調っていないものが多く含まれていると思われ、実際に受理される数はかなり少ないとの見方です。所有者全員の同意や権利確認が困難なため、実際に公費解体されたのは全体の2%程度とのこと。そのような状況の中、火災で焼失した輪島市朝市地区の264棟の建物が法務局の職権で滅失登記され、去る5月30日に完了しました。職権滅失には所有者の同意が不要であり、担当された金沢地方法務局に伺ったところ、名古屋法務局管内の各地方方法務局から人的支援もあって、数日のうちに処理されたとのこと。さぞご苦勞があったことだろうと推察いたします。この職権滅失登記には、土地家屋調査士は関与できませんでしたが、今後は土地家屋調査士と連携して進められることが内閣府から公表されています。さらに、未登記建物について、去る5月28日法務省及び環境省から石川県への事務連絡で滅失登記が行われていない倒壊建物でも公費解体の申請を受け付け、建物性が失われていると判断する場合、全ての者の同意がなくても市町の判断により公費解体できるとされました。そこで今後、土地家屋調査士が自治体と連携し、倒壊した未登記建物について建物性の判断に関与することで迅速な公費解体に寄与できるのではないかと考えております。私たち石川県土地家屋調査士会は、国民の生活の安定と向上に資するため、力を合わせてこれらに取り組んでまいります。ただ、我々の経験したことのない規模の作業になると思われまますので、今後とも皆様のお力添えをいただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。最後になりましたが、被災地に足をお運びいただいた日調連岡田会長はじめ、ご助言及び各課との調整をいただいた日調連役員の皆様



議長団

に深く感謝し、私からの報告とさせていただきます。』

議長には、関東ブロック協議会・神奈川会 大竹正晃会長、中国ブロック協議会・岡山会 眞田太会長が選出され、構成員全員(151名)の出席を認め、本総会が成立することが宣言された後、議事録署名人には山梨会 芦澤武会長、長野会 猪飼健一会長が指名された。

岡田会長から令和5年度事業における総括報告が行われた後、各部等の担当役員から事業経過報告が行われ、続いて構成員からの質問・要望に対する応答が行われた。



内野常任理事



大久保総務部長



千葉財務部長



水野事務部長



山崎研修部長



久保広報部長



石野社会事業部長



秋山研究所長



笹本特別研修運営委員長

議事の内容は次のとおり。

第1号議案

(イ) 令和5年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ) 令和5年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 会館特別会計の廃止及び一般会計の会館拡充準備金の取崩し並びに日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)審議の件

第3号議案 令和6年度事業計画(案)審議の件

第4号議案

(イ) 令和6年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ) 令和6年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

第1号議案については、千葉正和財務部長から決算報告がされた後、久保直生監事から、会計監査の結果は適正に処理されていること、古尾圭一監事から、業務監査の結果、業務改善と環境変化等に対する即時対応の執行に努力していることが認められた旨報告され、質疑応答の後、承認可決された。

第2号議案については、千葉財務部長から提案説明が行われ、質疑応答の後、承認可決された。

第3号議案及び第4号議案は一括上程となり、第3号議案については、岡田会長から令和6年度事業方針大綱の説明、各部等の担当副会長から令和6年度事業計画の説明が行われた。

内容は次のとおり。



佐々木副会長



北村副会長



杉山副会長



三戸副会長

令和6年度 事業方針大綱

基本方針

「制度環境の共有から調和～そして未来へ～」

近年、国民生活に密接に関係する制度の変革が加速度を増しています。また、土地家屋調査士制度を取り巻く環境も大きな変化の渦中に在ります。これらの時流を私たち土地家屋調査士は、引き続き、社会全体に対して正しく伝えて行くことが大切です。

また、国策と認識するデジタル化の促進と対応等、社会の様々な動き、価値観や思考枠組みの変化に対応するべく、全国土地家屋調査士政治連盟とも連動し、新しい業務形態の構築と実践から職業としての魅力を強く広く社会へ継続発信するとともに、土地家屋調査士一人一人が、隣接法律専門職としての自覚のもと、不動産の表示に関する登記実務及び土地の筆界を明らかにするための業務を遂行することにより、不動産に関する権利の明確化に寄与し、社会に安定した生活を提供する職責を全うするための組織として活動します。

これらの方向性を共有するためにも、会員一人一人が、この国の社会環境を正確に分析し、土地家屋調査士としての適正かつ正確な業務遂行に加えて、

専門職独特の付加価値を提供しつつ、資格者としての対価を考える機会を継続して創出します。

さらに、頻発する自然災害に対しても、被災地域に対する復興支援体制を平時から備えるとともに、人々の財産保持と不安解消のために資格者として寄り添う活動を展開します。

そして、土地家屋調査士として制度の歴史と情報を共有することにより、意識の共有につながり、更には行動の共有へと進め、未来に向けて土地家屋調査士制度と国民生活の調和に結び付けてまいります。

1. 土地家屋調査士法改正への取組

令和元年、改正土地家屋調査士法の成立により、使命規定を創設した事実は、私たち土地家屋調査士が制度の在り方自体を含めて責任を担う集団であると社会に向けて宣言したと理解しているところです。そして、当時から6年目を迎えようとしている今、所有者不明土地問題に端を発した社会的意識の転換にも応え得る法改正が必要だと考えます。

相続土地国庫帰属制度における私たちの関与実績と社会的要請を分析しつつ、土地家屋調査士の業務

として「法務局に提出(提供)する図面の作成」さらには「裁判所の要請による訴状等に添付する図面の作成」を土地家屋調査士法に規定することが、所有者不明土地問題解消等の国策に沿うことに繋がる事を強調します。さらに、財産管理人および補佐人として法的位置付けを目指すとともに、資格者として固定資産税の納税者情報活用を可能にするための手当てにも取組み、多くの行政手続きの円滑化と紛争予防に役立つことを粘り強く提言してまいります。

また、土地家屋調査士法第64条(公嘱協会の業務)を社会的要請にも応えられる条項とする必要性を発信することにより、全国の会員が日常業務を通じて不動産に関する権利の明確化に更に寄与し、国民生活の安定と向上に資する資格者としての意義が拡大し、社会との調和につながると考えます。

2. デジタル時代に相応しい資格者

令和5年6月に内閣官房から公表された「不動産関係ベース・レジストリの整備・活用に関するロードマップ」等、加速度を増す社会のデジタル化への対応は、資格者として必然であり急務であると感じています。今、「登記」が置かれた立ち位置はデジタル社会の大波に組み入れられようとしていると認識する必要があります。法的素養と技術的要素を併せ持つ、私たち土地家屋調査士たる資格者こそが、真に国民生活の安心と安全に寄与するためにも、作成し提供する図面データには構造化されたルールに従った品質の確保が求められていることを強く意識することが重要です。そして、不動産の表示に関する登記および筆界を明らかにする業務の分野において、国策でもあるデジタル社会の実現に向けた推進力としての責務をしっかりと果たすことの重要性を継続して発信します。

3. 国家座標による地積測量図作成

近年、頻発する自然災害に加え、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の発生可能性が叫ばれるなか、国民の貴重な財産である不動産に関する大きな拠り所でもあり、私たちがその主たる供給源となっている「地積測量図」に、災害に耐えうるデータを付加価値として提供してこそその資格者専門家だと言えるはずで。地理空間情報の高度化や位置情報を整合させるための共通ルールである国家座標の推進、データのオープン化の推進等は、政府が国策と位置づけているところであり、土地家屋調査士は業務を通じて、地理空間情報の更なる活用や位置情報インフラの整備を意識しつつ、国土強靱化基本計画を念

頭に、災害からの復旧・復興に備えるため、国家座標による地積測量図の作成と提供を資格者としての基本姿勢とします。

4. 各種法(制度)改正への対応

一群の民法・不動産登記法の改正において、土地家屋調査士は土地の境界に関する実務の担い手として、より一層深く関わり、空家特措法、所有者不明土地特措法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、国土調査法、土地基本法等の法律も活用しながら、所有者不明土地問題等の解決と予防に資する責務があります。これらの社会的変革の起点である、所有者不明土地問題への提言を継続的に行ってきた私たちの先人たちの危機意識を共有し、併せて、不動産に関する権利の明確化を通じて、不動産の適正な管理や利用への提言等を行う必要があります。さらに、私たちが主に扱ってきた表示に関する登記の内、報告的登記には、その創設期から社会秩序的登記義務が所有者に課せられている旨を継続して発信します。

相続土地国庫帰属に関する法律における手続き過程において、データを収集し分析のうえ、土地家屋調査士の活用の必要性を継続交渉します。また、「所有者不明土地建物管理人」としての適格性を発信するとともに、司法および関連する団体との連携を深化させ、不動産の状況を把握する能力を十分に発揮し、制度の適正かつ効率的な運用を通じて、実績を基に土地家屋調査士の有用性を発信します。

5. 研修・研究制度の拡充と実践

資格者にとって、研鑽は質の高い業務を社会に提供し続けるために必須であり、義務研修をはじめとする研修の実施と充実は、実務家として生き残るための生命線とも言えます。社会から必要とされる専門職であり続けるために、連合会が実施する全ての研修制度を更に充実させ、システム環境の改善をはじめ必要な方策を実施してまいります。土地家屋調査士特別研修に関し、ADR認定土地家屋調査士の新たな活用場を見据えての科目内容の検討見直しを引き続き提言し、受講推進を図ります。

年次研修に関して、実施から4年目を迎えるにあたり、次のサイクルに向けた検証と分析を行い、土地家屋調査士として生き抜くために必要な研修内容の改良項目を整理し、次なる企画へと進みます。

新入会員に対する研修は、制度の未来投資であり非常に重要であるとの認識から、連合会の責任にお

いて新人研修会を実施し、過去の開催状況等の検証を基に改善にも取り組むとともに、ブロック協議会、単位会と担うべき役割共有に努めます。

研究分野に関しては、昨今の様々な法改正や業際問題、また社会的環境の変化に柔軟かつ継続的に対応することを念頭に置いたとき、将来の様々な法改正や制度の改変・新設の際に会員の業務遂行に支障が生じないよう、十分な準備・研究を常時行う必要があると認識しています。進化を続ける資格者として社会に対して発信することも意識した中で、多種多様なデータの収集・蓄積・分析した根拠に基づいた研究及び戦略的提言を行う機能を担う機関として、現研究所のリニューアル組織としての「土地家屋調査士総合研究所」の構築と整備を着実に進めます。

また、13年目を迎える「地籍問題研究会」に関しても我が国における「地籍学」創設の受け皿となり、明かりを灯す意味でも組織改変等への助言と協力を検討します。

6. 地図づくりへの参画と発信・提言

私たち土地家屋調査士がその作成に関与してきた、法務局地図作成事業は、不動産について起こる様々な問題を解決するための基本となる重要なインフラとして、「骨太の方針2023」本文においても、その必要性と有用性が認知されたと理解しています。令和6年度以降においても継続して、地図づくりの主たる担い手の立場から、経済効果、事前復興などの多角的な観点から地図づくりの重要性を社会に対し、更に強く、広く継続して周知します。さらに、土地家屋調査士の業務能力の高さだけでなく、法務局地図作成事業における地域選定の在り方および新たな枠組みの提案ならびに最新技術の活用策等を提言し、予算措置拡充の必要性についても国に対して訴え続けます。また、「筆界保全標」の設置費用の予算化が実現しましたが、現場の声を聴き続け、更なる改善交渉に臨みます。

7. 多様化する社会的要請への貢献

専門資格者の社会的評価は、社会貢献活動を抜きに語ることはできません。つまり、土地家屋調査士としての能力を活かした、社会貢献事業は、連合会にとって、重要な事業だと考えています。

近年における連合会の取り組みとして、地図づくりへの参画とともに幅員4m未満のいわゆる「狭あい道路」の解消に向けた活動と発信を強化しています。介護車両や緊急車両の乗入れ困難な道路環境の整備、火災時の延焼防止、自然災害時の避難経路の安全確

保等、私たち土地家屋調査士の経験と能力、特性を活かした方策を提言し、実行することにより、地域互助と地域防災という形で国民生活の安心と安全に寄与することができます。さらに、地球規模で掲げられている持続可能な開発目標(SDGs)のうち、「目標11・住み続けられる街づくり(都市と人間の居住地を包括的、安全、強靱かつ持続可能にする)」をも念頭に入れた活動と捉え、我が国が直面している様々な社会問題の解決に貢献するべく対処してまいります。

また、全国の土地家屋調査士会にADRセンターを設置し活動をはじめ概ね20年目を迎えます。この間、各センターでは境界紛争の予防をはじめ当事者の心にまで寄り添った運営をいただいていることに感謝するとともに、多くのセンターが直面する課題を連合会としても改めて共有します。そして、ADRセンターの理念と活動内容を会員へ周知徹底し、認定土地家屋調査士の活躍の場を広げるべく、外部発信をはじめとした打開策を模索し続けます。

8. 持続可能な会務運営

長年にわたり、連合会の財政の未来予想図をシミュレーションしてまいりました。近年の会員の高齢化と減少傾向を鑑みて、将来世代へ持続可能な組織として継承することも考える時であります。事業の見直し、組織のスリム化等の対策は怠ることなく継続しますが、令和6年度からの今後数年間を財政の転機として位置付けたいと考えます。喫緊の検討事項として、特別会計の取り扱い、様々な情報管理に関して部署間における共有性・統一性を見直し、さらには大規模災害発生時における各土地家屋調査士会の活動基金の必要性の検討は必要不可欠であると認識しています。

引き続き、連合会会務を通して経験してきた事象を活かすことに力点を置き、組織としての危機管理とコンプライアンスの徹底に関して、あらゆる場面を想定しつつ備えを拡充することに努めます。今後もメリハリをつけた会務を意識し、全国の多様な実情を踏まえた運営に注力することにより、土地家屋調査士業界全体で調和を見だし、持続的に信頼と参加が生まれる環境を醸成します。

9. 受験者拡大に向けて

現在、我が国では少子化と高齢化が大きな問題であることは周知の事実であり、あらゆる業界で担い手不足と志望者不足が叫ばれています。土地家屋調査士をはじめとする資格者の世界においても、同様

の現象の中にあることを承知したうえで、土地家屋調査士制度維持発展のためには、私たちの次代を担う世代の発掘に臨む必要があります。受験会場増設

の要望に加えて、補助者として従事している全国のみなさんを受験の道に導く施策および、教育分野での地道な活動に活路を見いだす展開を行います。

令和6年度各部等事業計画

制度対策本部

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第3条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度及び地図に関する事項等で緊急な対応が求められる課題について、全国土地家屋調査士政治連盟及び関連団体とも連携を図り、各界・各分野から情報を収集・分析し、連合会の目的達成に必要な事項について、適時、適切な活動を行うこととする。

- 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開
- 2 土地家屋調査士制度改革の推進
- 3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対処
- 4 情報管理システム構築のための調整対応
- 5 学識者との共同活動
- 6 連合会組織改編に関する検討

総務部

- 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
 - (1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備
 - (2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援
 - (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
- 2 連合会業務執行体制の整備・充実
- 3 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に関する事項
- 4 民間認証局に係る登録局の適正な運営
- 5 情報公開に関する事項
- 6 会館の管理に関する事項

財務部

- 1 財政の健全化と管理体制の充実
 - (1) 予算執行の適正管理

- (2) 中長期的な財政計画の検討
- (3) 特定資産の在り方の検討
- 2 福利厚生及び共済事業の充実
 - (1) 親睦事業の検討及び実施
 - (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営
 - (3) 国民年金基金への加入の促進
- 3 大規模災害対策に関する検討

業務部

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
 - (1) 土地家屋調査士職務規程に関する事項
 - (2) 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項
 - (3) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項
 - (4) 新技術の業務への利活用の検討に関する事項
- 2 筆界特定制度に関する調査及び検討並びに指導に関する事項
- 3 登記測量に関する事項
 - (1) 登記基準点についての指導、連絡及び検討
 - (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携
 - (3) 会員技術向上の検討及び指導
 - (4) 関係機関との連携及び協議
- 4 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討
- 5 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応
- 6 オンライン登記申請への対応
- 7 業務マニュアル等の検討

研修部

- 1 研修の企画・運営・管理・実施
 - (1) 専門職能継続学習の運用
 - (2) 義務研修の実施・検討
 - ① 新人研修

- ②年次研修
- (3) eラーニングの拡充・整備と運用
- (4) 研修体系及び研修の充実の検討
- (5) 研修情報の公開の活用・推進
- (6) 研修部が管理するシステムの構築・検討
- 2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進
- 3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

広報部

- 1 広報に関する事項
 - (1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信
 - (2) 各土地家屋調査士会に向けた広報
 - (3) 会報の編集及び発行
- 2 情報の収集に関する事項

社会事業部

- 1 地図の作成及び整備等に関する事項
 - (1) 登記所備付地図の作成及び整備
 - (2) 地籍整備事業の情報収集・啓発
- 2 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項
 - (1) ADRに関する情報の収集及び提供
 - (2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応
 - (3) 筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携
 - (4) ODR（オンラインでの紛争解決手続）に関する情報収集及び提供
- 3 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項
- 4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項
- 5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項
 - (1) 防災関係の情報収集及び提供
 - (2) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項
 - (3) 土地家屋調査士の財産管理人制度への参画に関する支援

研究所

- 1 表示登記制度に関する研究
- 2 土地家屋調査士制度に関する研究

- 3 土地家屋調査士業務に関する研究
- 4 会長から付託された事項の研究
- 5 各部との連携
 - (1) 連合会が保有するデータの蓄積及び分析
- 6 地籍に関する学術的・学際的研究
 - (1) 地籍問題研究会との連携
 - (2) 日本登記法学会との連携
 - (3) 関連学術団体との研究交流

土地家屋調査士特別研修運営委員会

- 1 第19回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施
- 2 第20回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

第4号議案については、千葉財務部長から説明が行われた。

質疑応答の後、第3号議案及び第4号議案の採決が個別に行われ、両議案は承認可決された。

三戸靖史副会長の閉会の言葉により総会を終了した。

おわりに

総会初日の夜には懇親会が開催され、門山宏哲法務副大臣をはじめ高市早苗経済安全保障担当及び内閣府特命担当大臣など、多くの来賓をお迎えして盛大に開催されました。

会長・代議員からの49からなる質問・要望には土地家屋調査士制度発展を切に願う高揚感と期待が満ちておりました。これを末席にて共有させていただいたことに感謝して結びと致します。

広報員 我妻 論(宮城会)



門山宏哲法務副大臣



高市早苗経済安全保障担当及び内閣府特命大臣

寶金敏明先生を偲んで



2024年1月15日、全国の土地家屋調査士会で研修会の講師や顧問弁護士としてもご活躍いただいた宝金敏明先生が享年78歳で亡くなりました。6月5日には全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会、全国土地家屋調査士政治連盟及び日本土地家屋調査士会連合会の三者が発起人となり「寶金先生を偲ぶ会」が催され、全国から150名を超える方々が参加しました。

会場となったホテルメトロポリタンエドモントでは、福井会岩坂昭宏会長からの弔辞の言葉が贈られ、先生と交流の深い多くの土地家屋調査士による思い出話が交わされるひと時を過ごすことになりました。改めて寶金先生の温かい人柄と、私たち土地家屋調査士を厳しくも愛情深くご指導いただいた姿を偲ぶひとときとなりました。

ここでは、偲ぶ会に参加された方を代表して6名(内1名は会として)の方に、寶金先生を偲んでご寄稿いただきましたのでご紹介したいと思います。

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

令和6年正月、能登半島地震に見舞われ、羽田空港における航空機事故の報道により日本中がざわついていたとき、私たち土地家屋調査士の世界に更なる衝撃が走りました。土地家屋調査士制度を鼓舞し、励まし続けていただいた寶金敏明先生の突然の訃報に触れることとなりました。

寶金敏明先生は、社会に対し「悪しき現況主義」という表現を用い、問題提起し続け、私たちを所有権界と筆界を定義する世界へと導いてくださいました。また、令和元年6月に土地家屋調査士法第一条の使命規定「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」が国会において成立し、すぐさま携帯電話で報告させていただいたときの、先生の興奮されたトーンでお話いただいたお声は、今も私の耳に残っています。

その後、令和4年の「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」そして、令和5年「財務省令改正」へと繋がっていくこととなるのですが、特に令和5年の「財務省令改正」を受け、寶金敏明先生は、「「境界確定」の定義において「不動産登記法第123条第1号に規定する筆界を確認するとともに、旧法定外公共物とその隣接土地との所有権の範囲を確定することをいう。」と改め、「筆界を確認する」ことを境界確定業務に欠かせない要件とした。」と解説されており、まさしく厳しくも温かいご助言をいただき、現在の制度設計へと至ったことは紛れもない真実であります。

私たち土地家屋調査士は、先生から常にいただき続けた「土地家屋調査士のみなさんは、土地の境界のお医者様なのです。患者さんの心に寄り添ってください。」の言葉を胸に隣接法律専門職としての職責を果たしたいと考えています。そして、全ての土地家屋調査士の胸の中に、寶金敏明先生から示された道標(みちしるべ)が生き続けることをお誓い申し上げ、哀悼の詞とさせていただきます。

寶金先生を偲ぶ会開催にあたり

本年6月5日東京飯田橋のホテルメトロポリタンエドモントにおいて、「寶金敏明先生を偲ぶ会」を開催いたしました。主催者であり「寶金敏明先生を偲ぶ会」発起人として、全国各地から多くの土地家屋調査士の皆様にご参列いただきましたこと、改めて心中より御礼申し上げます。

先生は、本年1月15日、ご逝去されました。私が先生の訃報を知ったのは、令和6年賀詞交換会の前、岡田日調連会長からの電話連絡でした。そこで、岡田会長から全公連としての対応を問われ、全公連学術顧問である寶金敏明先生を偲ぶ会の開催を即答いたしました。

偲ぶ会開催にあたり、私は、寶金先生のご功績からすると全公連だけではなく、我々土地家屋調査士の総意として、お別れの会を開催すべしとの思いから、土地家屋調査士業界の三會会長が発起人として、それぞれの連絡網を通じて開催を呼びかけることといたしました。

全国各地の土地家屋調査士の有志からも、私に対し偲ぶ会の開催を促す連絡も入りました。全公連役員からも先生へのお礼を込め、出来る限りのお別れの会を主催したいとの意見が出たのはもちろんのことでした。そこで、寶金先生の奥様の意向とご了解を得るため望月副会長がご自宅に伺い、ご家族に偲ぶ会の開催をお願いし快諾していただきました。

寶金先生は、全公連学術顧問としてご就任いただいて以来、地図作成実務者研修会の筆界論の講師を永年受け持っていただき、全国の協会の指導者育成にもご尽力いただきました。

また、全公連外部広報誌である冊子「公嘱協会」へのご執筆や、内部広報誌としての「全公連だより」に、コラム「ハウキンの道草」として時節の話題を含めご執筆していただきました。

先生の最後のご講演となりました昨年11月の全公連研修会では、所有者不明土地問題における民法、不動産登記法の一部改正により、公嘱協会の活躍の場が必ず来るとご指導いただきました。当日は、体調も悪くご講演は難しいのではないかと心配しておりましたが、体調不良をおしてご講演くださいました。まさに、全公連研修会が寶金先生の最後の講演で、筆界を明らかにする業務の専門家として、土地家屋調査士の地位の向上と協会の発展を願い、私共に激励とお別れをされたかのように思います。

皆様も先生とは、語り尽くせない多くの思い出をお持ちのことと思います。改めまして、在りし日の寶金先生を偲び、皆様と共に故人のご冥福をお祈りしたいと存じます。

* * *

寶金先生を偲んで

私が寶金先生と初めてお会いしたのは、全公連地図作成統括責任者養成講座での講演でした。講演内容に感銘を受けた私は講演後の先生を直撃し、それまで静岡県内の行政職員から先生の講演を是非受けてみたいとの要望が多く寄せられていたことをお伝えし、その場で静岡での講演を快諾いただきました。

先生とのお付き合いは、その後も静岡での講演等により続きました。全国で最初に栃木県土地家屋調査士会が境界問題連絡協議会の設立をしたとの情報を得て、静岡会も官民境界に関して苦慮していたことから、先生のご意見を賜りながら立上げを目指し活動をしました。結果、令和元年5月8日に静岡県境界問題連絡協議会(静岡地方法務局・静岡財務事務所・静岡県・県下市町村・静岡県弁護士会・静岡県土地家屋調査士会)が設立されました。同連絡協議会では境界に関する諸問題の情報を交換し、境界に関する認識を共有するこ

とにより、境界の明確化及び境界をめぐる紛争の予防に資することを目的にし、先生には連絡協議会顧問として幹事会、研修会等で解説や助言をいただいております。なお顧問としては、昨年11月15日開催の連絡協議会に病をおしてweb参加して頂いたのが最後でした。

私と先生との一番の思い出は、令和5年7月6日の境界問題連絡協議会幹事会です。兼ねてから官民境界確定において懸念されていた官民境界と所有権界について、当日、法務省による表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針の主旨・背景・目的の再度説明をし、理解を得るための事前打合せをすることになっておりました。前日、私も財務省令「旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領」の改正を知り、当日資料を先生にお見せしたところ、先生も承知しておらず、わずか30分で要領を熟読し、幹事会で熱弁を振るっていただきました。

静岡駅改札口までお見送りしたとき、先生は振り返って「望月さん、財務省通達改正で良い考えが浮かんだよ！」と笑顔で手を振って帰られましたが、今でもその先生のを忘れられません。

ちなみにその考えをまとめていただいたのが、令和5年9月1日に発刊した全公連だよりVoL.18に掲載の「ハウキンの道草」であり、その中で寶金先生が「隠居」、私が「シゲ吉」で財務省令の改正のポイントと題し、おもしろく説明して頂きました。

今、静岡会では寶金先生の教えに習い、境界問題連絡協議会で官民境界申請に関して所有者不明土地問題を視野に入れ、より良い対応ができるよう協議を進めております。私はこれからも、「土地家屋調査士は“境界のお医者さま”で、プロとしての礼節を欠かないよう配慮しつつ、説明をすることが重要であり使命といえる。」との先生の教えを胸に土地家屋調査士制度の啓発をしていく所存であります。

天国から見守っててください。

心より、ご冥福をお祈り申し上げます。

・シゲ吉…「ご隠居!! あっしや、今年度はいい研修会案を考えやしたで

今後もそっちから見守っててくださいい…」

* * *

兵庫県土地家屋調査士会 会員 右近 一男

「山林の境界」との出会い

「君は山林の調査経験があると聞いている、山林境界について知りたいし、ぜひ引き合わせたい方がおられる。」と、大阪会の西田土地家屋調査士に声を掛けられたのは、ちょうど10年前。「寶金先生には、山林の境界に関する本を著したい思いがあって、そのお手伝いができないか。」というのが、先生とお会いするきっかけである。

先生の法定外公共物や境界に関する著書を目にすることは多く、「里道・水路・海浜」は、改版のたびに勉強させて頂いていたが、ご経歴から見てもお会いする機会があるとは思ってもいなかった。

開業以来、山林の調査測量も少なからず経験はあるが、わが市では平成の市町合併直後から、自動車道用地の先行境界調査及び過疎地区山林を手始めに、国土調査に着手していたので、地籍調査の境界立会(E2工程)にも、5年ほど経験があった。このように山林を駆け巡っていることが気に留まったようで、気さくにお声掛けして頂いたのである。

土地家屋調査士として体験した山林境界の現場を、どのような表現で伝えるか、読む人が理解するためどのように工夫するかなど、まさに著述の入門編からご指導を受ける状況であった。

解説図や地元保管図等を示すときなどは、自分なりに作成した説明文・図版を、より分かりやすく添削・補完して頂いたことは数知れず、本を著すことの難しさを思い知ったのである。

地方の一土地家屋調査士に過ぎない私が、このような経過で境界本に関与することになり、項目の追加や校正も回を重ね、やっと出版の運びとなった時、寶金先生と並んで「編著」として頂いたことは、誠にありがたく、大変光栄なことであります。

思えば昨年の初夏、公嘱協会の研修会で先生のご講演を拝聴する機会があり、控室で久しぶりにお会いして、僅かな時間ではありましたがお話しできたのが、最後となってしまった。

まだまだこれからも、我々土地家屋調査士業界に対し、境界探究者としてのお考えを披露していただきかけたのに…。

* * *

福井県土地家屋調査士会 会長 岩坂 昭宏

追悼 福井会顧問 寶金敏明先生(弔辞を記事に代えて)

思えば、我が福井会のような小規模会の顧問をお引き受け頂いたことは、まさに奇跡だったと言うほかありません。しかしながら、逆に小規模会でも顧問をお引き受け頂けたということ自体が、寶金先生の気さくなお人柄を表していると思います。気さくといえ、先生と初めてお会いしたときも居酒屋で、最後にお目にかかったのも居酒屋でした…。

平成21年秋、かねてからご高名であった先生に研修講師をお願いし、具体的な内容を煮詰めるため、当時研修部長であった私と副部長であった現副会長の寺前は、共に東京駅に降り立ちました。元東京法務局長、最高検察庁検事…我々から見れば雲の上のお方とどんな話をすればよいのやら、期待よりも緊張の中、東京駅でお迎え頂いたそのお顔はとても人懐こく、柔和な笑顔でした。着くなり最寄りの居酒屋に誘われ、そこから2時間ほどお話をさせてもらったのでしょうか。打合せというよりは、ただ楽しい時を過ごした印象しかありません。結局、我々二人は東京駅で酒だけ飲んでとんぼ返りという、ある意味贅沢な出張となりましたが、最初に顔を突き合わせてお話をしたことが、後々の関係に影響を与えたのかもしれない。そこから長い付き合いが始まりました。

その後、我が会も綱紀案件等様々な問題に直面する中で、顧問弁護士が必要であるという結論に達しました。ではどなたにお願いするのか？当時の福井会執行部は戸田会長、現連合会研修部長の山崎副会長、そして私ともう一人の副会長でしたが、山崎副会長の提案が寶金先生でした。確かに最も相応しい方ではあるが、福井のような小規模会の顧問などお引き受け頂けるのか？甚だ疑問でしたが、交渉役として戸田会長にお任せすることとなりました。そこからは彼らしいところで、なんでも寶金先生の出張に合わせて移動の電車の隣の席に押しかけ、道中口説き落としたりとか。あの髭面の人なつっこい笑顔に先生もやられてしまったのかもしれない。そして当会は、平成23年12月に顧問契約を結び、以来12年に渡りおつとめくださいました。その大役を成し遂げた戸田会長は平成26年に享年52歳で逝去されましたが、きっと今頃あちらで先生と酒を酌み交わしていることでしょう。

就任されて以来、私は総務・財務担当副会長として6年、会長として5年を過ごし今に至ります。役職柄、福井会では最も先生と接する機会が多かったのではないかと思います。苦情や綱紀案件から細かな規則変更に至るまで、様々な案件でお助け頂きました。いつも温かく、真剣に丁寧に対応して頂き、そして常に我々の目線に下りてお話しくださいました。顧問契約の中には研修も組み込まれていましたので、贅沢にも少人数での事例研究会なども開かせて頂きました。一つ一つの事例に興味津々で食いついてこれ、終了後の懇

親会まで白熱した場になったことは楽しい思い出です。

最後にお会いしたのは、令和5年の联合会総会終了後でした。東京駅近くの居酒屋でお約束しましたが、暖簾をくぐってこられた先生のお姿はもはや別人のように痩せておられました。闘病のことは聞いておりましたが、正直ショックでした。それでも、焼酎なら大丈夫だからと注文され、懇親の場が始まりました。最初は力のないお声でしたが、酒が進むにつれ、いつもの調子で生き生きとしたお声に戻られましたので、我々はお快復に向かっているのだと確信し、お別れいたしました。でも、それが最後となりました。

このように先生は、常に我々土地家屋調査士の現場や生の実例に興味を持たれていました。法務省在職当時は現場でなく、むしろ法や制度を作り出す側に近い存在であった先生が、晩年は現場の我々に寄り添う存在となり、我々が実際に現場でどのように運用し、そこにどんな影響や問題が潜んでいるのかを生の声で聞き取り、検証することを何より楽しみにされていたように思います。

いかにして法が生み出され、我々のところまで下りてくるのかを、法務省側の目線と同時に我々の目線にかみ砕いてお話しくださることで、我々にとって非常に理解しやすく、昨今のめまぐるしく変わっていく新制度に対しても、動揺することなく冷静に備えることができたのは、そのおかげとっております。

法務省が天で我々が地の存在であるならば、我々にとって寶金先生とは、天と地を繋ぐ存在であったと言えるのではないのでしょうか。天の声を我々の言葉に代えてお伝えいただき、逆に書物や講演を通じて我々の声を天に届けることにも力を注いでくださいました。

そこには、法が人を司るのではなく、人を支えるのが法であるべきという信念が有られたのではないかと、感じております。

天からの使者に教えていただいたこと、共に過ごさせていただいた時間は、全ての土地家屋調査士にとって宝です。この奇跡の出会いに対し、感謝しかありません。

しかしながら…、会員と議論が白熱するあまり收拾が付かない講義になってしまう先生、いたずらっぽい笑顔で官公庁をこき下ろしておられた先生、吉永小百合に会うためだけに本当は早稲田大学に行きたかったと力説された先生、毎年蟹を送る度に昼間っから蟹を片手にほろ酔いでお礼の電話をくださった先生、正義がまかり通らない事案に対し一緒に怒ってくださった先生、いつも飾らず安い居酒屋で垣根無くお付き合い頂いた先生…。

きっと皆、天の使者ではなく、人間としての寶金先生が大好きだったと思います。もう酒を酌み交わすことができないのは寂しい限りですが、先生が残してくださったたくさんの宝、思いを胸に、これからも土地家屋調査士はしぶとく生き抜いていくことでしょう。

どうか先生、安らかにお休みください。

多大なる感謝と共に、心より哀悼の意をささげます。

* * *

石川県土地家屋調査士会 名誉会長 石野 芳治

石川会顧問 寶金敏明先生を偲んで

「偲んで…」ということで思い出をさかのぼってみましたが、登壇されているお姿はほとんど覚えておらず、あの店に行ったな、この店にも行ったな、と飲み食いをした記憶しか残っておりません…。

真面目な研修会の話にしても石川会研修会に初めてお招きした際に、冒頭の自己紹介の際に「僕は石川出身なんだけど石川会はちっとも呼んでくれないんだよね(笑)、ってこれまでいろんなところで言ってきたんだけど、とうとうこのネタが使えなくなっちゃいました」というセリフくらいしか覚えておりません。

また、思い起こせば、先生をお招きした研修会は、なぜか懇親会ありきの会場が多かったように思えます。さらにコロナ前の新年互例会においては、「寶金敏明ディナーショー」みたいな研修会・互礼会を開催し、楽しい時間を共有させていただきましたこと、ついでないだのように思います。

経歴を見るととんでもなく堅い役職が、これでもかというくらい並びますが、いざお会いすると、若手であっても誰に対してでも、とてもフランクに接していただき、懇親会の場において突っ込んだお話がどんどんできる方で、よく「研修会より懇親会が大事だ」という冗談を言いますが、寶金先生の場合は、まさにその通りでお酒の席で本当に多くの勉強をさせていただきました。

そんな寶金先生ですが、お会いしたころより常に「僕は土地家屋調査士のサポーターだよ！」と公言していただき、我々土地家屋調査士に対して本当に多くの後押しをしていただきました。また先ほどの言葉には続きがあり「僕はサポーターなんだから応援しかできないよ、頑張るのはあなた方なんだから、しっかりなさいよ！」と、ニヤリと笑いながらこう言います。

君に期待してるよ、なのか逆に、君にできるかな？という思いなのかわかりませんが、あのいたずらっ子のような笑顔が今でも忘れられません。

これまでいただいた多くのご恩・教えを引き継ぎ、発展させ社会に貢献していくことが唯一の恩返しであると信じて精進していくことを誓い、謹んでご冥福をお祈りいたします。

第3回（前編） 地籍問題研究会の設立の目的 及びこれまでの活動

地籍問題研究会元事務局長 鎌野 邦樹
(早稲田大学名誉教授)



本稿では、筆者が、地籍問題研究会の設立時の2010年から2015年3月まで事務局長を務めたことから、同研究会の設立の目的及びその期間の同研究会の活動について述べることにする。

1. 地籍問題研究会の設立と「土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年シンポジウム」(2010年10月)の開催

地籍問題研究会は、当時の日本土地家屋調査士会連合会会長の松岡直武氏等の発案により、土地家屋調査士、並びに、法務省や法務局等の行政において不動産登記に関する業務等を担っていた専門家、大学において民法や不動産登記法の法律学、土木・情報工学、不動産学等の研究・教育に携わっている研究者及び弁護士・司法書士等の法曹実務家により、地籍に関して、様々な観点から学術的かつ学際的に研究を行うことを目的として設立された。筆者は、マンション区分所有法制の研究者として「区分建物登記」に関心があることから本研究会に参加した。研究会の事務については、日本加除出版にお願いした。

何回かの設立準備会を経て、2010年10月3日に東京の日比谷公園内にある日比谷公会堂で全国の土地家屋調査士会が集まる中で(会場はほぼ満席)、「地籍その可能性を探る—土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年—」のシンポジウムが開催され、その中で本研究会の設立宣言もなされた。当日は、来賓である法務大臣・柳田稔氏と主催者である前記・松岡直武会長のあいさつの後に、地籍制度に関する、元法務省民事局長・清水湛氏の「表示登記の50年と新時代への展望」及び早稲田大学次期総長・鎌田薫氏の「地籍と法制度」の特別講演があり、その後、山野目章夫氏(早稲田大学)の司会により、パネルディスカッションが行われた(総合司会は筆者が務めた)。

以下では、紙数の関係上、当時の新聞記事(日本経済新聞2010年10月28日)を参照して、上記シン

ポジウムの内容をやや詳しく述べ、その後の地籍問題研究会の活動に関しては、毎年の定例研究会のテーマがどのようなものであったか等についてのみごく簡単に述べることにする。

柳田法務大臣は、土地家屋調査士制度と表示登記制度に関しては、2005年度の筆界特定制度においては土地家屋調査士が大きな役割を担うこと、また、全国の土地家屋調査士会において境界問題相談センターが開設されたことは境界紛争の解決に向けた積極的な取り組みがなされたことであるとして、土地家屋調査士に対し、今後とも両制度の充実、発展が図られるよう、一層のご尽力をお願いしたいと述べた。

清水氏は、表示登記制度が創設50年を迎えたが、これは、権利の登記と同時に、その権利の対象である不動産の物理的状況を登記所の登記という制度の中で一元的に処理するもので世界でも珍しく世界に誇れる制度であるという。そして、表示登記制度を支える両輪が法務局と土地家屋調査士であり、特に筆界特定制度においては、土地家屋調査士の果たす役割は大きく、また、今後は、表示登記制度もIT(情報技術)の活用などを通じた改革に取り組む必要があると述べた。

鎌田氏は、国家の3要素である主権、国民、国土に関し、地籍は、国民についての戸籍と並んで、国土の現況を正確に把握するための制度であり、国の経済や財政に係る諸制度を効果的に構築するための不可欠な制度であるという。地籍整備は、土地の有効利用、公共事業の円滑化、課税の適正化および公平化、土地の権利関係の明確化、災害時の復旧の迅速化及び都市計画などと密接に関連し、その専門家としての土地家屋調査士の役割はたいへん大きいと述べる。そして、筆界特定制度と並んで、所有権にかかわる紛争をも同時に解決できる制度が望ましいということから、日本土地家屋調査士会連合会と日本弁護士連合会の協力で裁判以外の紛争解決(ADR)制度が発足し、実績を上げていると述べる。

2. 2011年7月～2015年11月の毎年2回の定例研究会

先に述べたように、地籍問題研究会の活動として、毎年
の定例研究会の開催について、以下のとおり、第〇回、開催年月日・開催場所・テーマ(座長又はコーディネーター名(敬称略))に絞って述べることにしたい。

第1回定例研究会(2011年7月31日・東京・日経カンファレンスルーム)「東日本大震災と測量」(清水英範)、「緊急報告～東日本大震災と登記・境界・地図」(村田博史)

第2回定例研究会(2011年12月10日・東京・早稲田大学15号館102号教室)「東日本大震災の復興における地域再生と土地問題～地籍の視点から～」(安本典夫)

第3回定例研究会(2012年3月17日・東京・東京大学農学部弥生講堂一条ホール)「森林の適正な利用管理と境界問題」(鮫島信行)

第4回定例研究会(2012年7月28日・京都・京都産業大学壬生校地むすびわざ館ホール)・「地籍およびその周辺問題」(村田博史)

第5回定例研究会(2012年10月19日・北海道・札幌グランドホテル、第8回国際地籍シンポジウムと共催)・「災害からの復興」(坂本勇)

第6回定例研究会(2013年3月9日・千葉・明海大学浦安キャンパス講義棟2206教室)「地籍と教育」(林亜夫)

第7回定例研究会(2013年9月15日・東京・創価大学本部棟M205教室)「地籍及びその周辺問題」(藤井俊二)

第8回定例研究会(2013年11月2日・神奈川・桐蔭横浜大学中央棟C307号大講義室)「地籍図および登記所備付け地図をめぐる諸問題」(松尾英夫)

第9回定例研究会(2014年3月8日・大阪・大阪学院大学2号館B1-01教室)「地域の空間情報と地籍情報」(安本典夫)

第10回定例研究会(2014年7月19日・埼玉・獨協大学天野貞祐記念館A207教室)「地籍及びその周辺問題」(小柳春一郎)

第11回定例研究会(2014年12月13日岐阜・じゅうろくプラザ5階大会議室)「地理空間情報の共有化と新たな地籍調査制度」(小野伸秋)

第12回定例研究会(2015年3月14日、東京・中央工学校21号館STEPホール)「地籍調査の現地における実態と課題」(小笠原希悦)

第13回定例研究会(2015年7月25日・千葉・明海大学浦安キャンパス講義棟2201教室)「人口減少高齢社会と土地境界管理」(阪本一郎)

第14回定例研究会(2015年11月28日・東京・日司連ホール)「民法(債権法)改正と不動産取引」(藤井俊二)

以上のように、地籍問題研究会は、2010年の設立から2015年までの定例研究会において、地籍実務に関わる土地家屋調査士による報告だけでなく、それを踏まえつつ、法律学、工学、不動産学、農学等の各研究者の報告及びパネルディスカッションにより、学術的・学際的な研究をしてきた。2016年以降の定例研究会等を含む本研究会の活動報告については、筆者のあとに事務局長を務めてきた國學院大學の岡田康夫教授によって記されるので、それを参照されたい。

シリーズ
地籍学事始め

第3回（後編） 地籍問題研究会の設立以後 これまでの活動

地籍問題研究会幹事 岡田 康夫
(國學院大學法学部教授)



筆者は、2015年3月の総会で地籍問題研究会の幹事に就任し、2年後の2017年から2022年3月まで事務局長を務めさせていただいた(鎌野先生ご退任の後、小柳春一郎先生を経て、筆者が事務局長となった)。事務局長職に就いていない期間も含め、2016年以降の地籍問題研究会の活動について述べさせていただく。年3回の定例研究会は、2024年3月で37回に及ぶ。それぞれの内容を紹介するには紙幅が足りないため、開催概況を最後に掲載するとともに、いくつかの注目すべき点を取り上げながら活動を振り返ることとする。

○定例研究会のテーマ

地籍問題研究会では、後掲の一覧からわかるように、文字通り地籍をめぐるさまざまな問題点を検討してきた。大きな流れとしては、人口減少社会の到来に伴う土地建物の負動産化とこれに対する対応という動きがあり、空き家問題、そして所有者不明土地問題について複数回にわたって研究会のテーマとして取り上げている。空き家問題については、2017年7月の第19回、2018年12月の第23回、そして2020年11月の第28回である。所有者不明土地問題については、第23回に続き、2019年7月の第25回及び同年11月の第26回で変則型登記問題を扱い、2021年の第29回、2022年7月の第32回では令和3年の民法・不動産登記法改正等について詳細な検討を行った。

2023年からは、一つのテーマを連続して検討するという新たな試みも行われている。第34回から第36回では、地図情報の公開をきっかけに「DX時代の地図編成」というテーマを掲げてデジタルデータの活用や地図作成をめぐる新たな展開について広がりのある考察を行っている。2024年7月に開催された第38回では、「DX時代の地図編成(その4)」として、総括が行われた。

異なる方向からの研究会テーマについても触れておきたい。会員の方から報告者を募り、定例研究会

において研究成果を発表していただくことが、一時期行われていた。筆者が幹事となった頃からは諸事情により見送られていたところ、日本土地家屋調査士会連合会研究所における研究活動を報告する機会として定例研究会を開催するという動きが、数年前に生まれた。2020年8月の第27回と2022年12月の第33回では、いずれも、同研究所における研究活動の中間報告がなされている。研究活動において、多くの方に中間段階での発表を聴いていただき、忌憚なきご指摘・ご意見を賜うことは、研究の精度を高める上で非常に重要である。地籍問題研究会が発表の場を提供することで、地籍をめぐる研究の蓄積につながることを期待される。今後も同研究所とは交流が続けられる予定である。

○研究会の開催について

次に、研究会の開催の仕方を取り上げたい。定例研究会は、東京ないし首都圏での開催を基本としつつ、年に1回は各地で開催してきた。全国のさまざまな地域で活動されている方々に研究会へ関心を持っていただき入会していただくこと、地籍実務は各地で特有の歴史や事情、やり方などがあり、それらを報告していただくことが共通の財産になること等が理由である。筆者が関わるようになってからも、2016年7月に金沢(第16回)、2017年11月に京都(第20回)、2018年7月に松山(第22回)、2019年11月に鹿児島(第26回)で開催された。

しかしながら、コロナ禍において状況は一変する。2020年3月に予定されていた第27回は延期となり、同日開催予定だった令和2年度通常総会は電子メールによる開催となった。動画の配信という新たな方式によって第27回定例研究会が開催されたのは、同年8月のことである。この後しばらくオンライン方式による開催が続き、コロナ禍がある程度収束して会場での開催が復活したのは2023年3月の第34回からであった。

このように研究会の開催が難しい中でも、関係者の努力により年2～3回の開催を維持することがで

きた。そして、対面開催が可能になってからは、遠方の会員でも研究会に参加できるというオンライン方式のメリットを生かし、対面とオンラインを併用した開催方式をとることにより、会員の皆様によりアクセスしやすい環境を提供している。

○分科会活動

2016年に、空き家空き地問題を6名のメンバーによって研究する分科会が設置された。第16回は、分科会活動の最初の活動報告であった。この第一期の分科会は、年5回程度開催しながら2020年まで続けられ、その成果は冊子『日本の空き家空き地問題を考える—研究者・実務家・行政による多角的検討—』(2017年3月に刊行。第16回の内容を書籍化した)と『日本の空き家問題を考える—各地の土地家屋調査士会の先進事例に学ぶ—』(2021年7月に刊行。第28回の内容を書籍化した)という形で公刊された。

2021年には、所有者不明土地問題をテーマとする第二期の分科会が発足した。2021年7月の第29回と2022年7月の第32回は、この分科会の活動報告である。第二期分科会活動の成果は、令和3年の民法・不動産登記法改正及び相続土地国庫帰属法を解説する書籍として刊行する予定であったが、執筆者のお一人の逝去により困難となったため、電子出版などの方策を模索しているところである。

第三期の分科会については、デジタル庁における不動産登記ベースレジストリの整備方針に合わせ、テーマの選定を行っているところである。

○広報活動について

研究会ではウェブサイト(<https://chiseki.org/>)を設置し、研究会に関わる組織的な情報提供と活動記録の公表を行っており、第3回以降の研究会と総会の概要について検索ができるようになっている。また、同ウェブサイトの会員専用ページでは、第1回以降の定例研究会の講演・報告の録画を閲覧することができる。

さらに、2019年からはニュースレター CADASTER を発行している。会員の皆様に研究会の活動を適宜お伝えして、より一層関心を高めていただくことが主な目的であり、定例研究会の概要と次回の案内をA4判1枚の表裏にまとめ、PDFファイルを一齐送信する形で配布している。研究会に参加しなかった会員にも概要をコンパクトに伝えることができ、研究会の活動への理解が深まっていくのではないかと

期待している。ウェブサイトではニュースレターのバックナンバーを掲載している。

第15回定例研究会(2016年3月19日・宮城・東北学院大学)「東日本大震災により生じた地籍情報の課題」

第16回定例研究会(2016年7月16日・石川県・金沢大学)「日本の空き家空き地問題を考える」

第17回定例研究会(2016年11月26日・東京・明治大学)「公図の源流を探る」

第18回定例研究会(2017年3月18日・東京・機械振興会館)「官民境界の明確化による都市基盤の強化」

第19回定例研究会(2017年7月15日・横浜市・横浜市立大学)「人口減少社会と境界・土地問題」

第20回定例研究会(2017年11月11日・京都市・京都産業大学)「土地家屋調査士の地図作成に関する新しい役割を探る」

第21回定例研究会(2018年3月3日・東京・日ヶ谷コンベンションホール)「地籍調査における筆界未定地の発生を如何に防ぐか」

第22回定例研究会(2018年7月21日・愛媛県・ひめぎんホール)「明治以降の土地制度から学ぶ登記所備付地図、建物所在図の有用性と必要性」

第23回定例研究会(2018年12月1日・東京都・日本大学法学部)「所有者不明土地・空き家等問題における土地家屋調査士への期待」

第24回定例研究会(2019年3月9日・東京都・日ヶ谷コンベンションホール)「今後の地籍整備の方向性と現場行政の取組」

第25回定例研究会(2019年7月13日・東京都・機械振興会館)「変則型登記の現状と解消に向けて(変則型登記問題の一般論)」

第26回定例研究会(2019年11月9日・鹿児島県・マリンパレスかごしま)「鹿児島の土地制度その歴史と現代/表題部所有者不明土地の現状と解消に向けて」

第27回定例研究会(2020年8月5日・地籍問題研究会HPより配信)「日本土地家屋調査士会連合会研究所令和2年度研究概要中間報告」

第28回定例研究会(2020年11月14日・オンライン(Zoom)開催)「空き家問題を考える～各地の土地家屋調査士会の先進事例に学ぶ～」

第29回定例研究会(2021年7月17日・オンライン(Zoom)開催)「令和3年民法・不動産登記法改正～土地家屋調査士業務への影響を考える～」

第30回定例研究会(2021年11月27日・オンライン(Zoom)開催)「地籍図編製の研究」

第31回定例研究会(2022年3月26日・オンライン(Zoom)開催)「改正国土調査法・地籍調査作業準則の展望」

第32回定例研究会(2022年7月16日・東京都・機械振興会館(オンライン併用))「令和3年法改正と土地家屋調査士業務」

第33回定例研究会(2022年12月3日・オンライン(Zoom)開催)「表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究」日本土地家屋調査士会連合会研究所～令和4年度研究概要中間報告～

第34回定例研究会(2023年3月11日・東京都・LMJ東京研修センター、オンライン併用)「DX時代の地図編製」

第35回定例研究会(2023年7月29日・東京都・LMJ東京研修センター、オンライン併用)「DX時代の地図編製2～新たな地図作成制度の考察～」

第36回定例研究会(2023年11月18日・東京都・LMJ東京研修センター、オンライン併用)「DX時代の地図編製3～土地家屋調査士が考えるDX時代の地図作成～」

第37回定例研究会(2024年3月2日・東京都・中野セントラルパークカンファレンス、オンライン併用)「変則型登記と所有者不明土地問題」

第38回定例研究会(2024年7月27日・東京都・LMJ東京研修センター、オンライン併用)「DX時代の地図編製4～境界データの共有・統合に向けて～」

第39回

写真コンクール 開催

日本土地家屋調査士会連合会及び共済会では親睦事業の一つとして、恒例の写真コンクールを開催しました。

今回も、第38回と同様「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門で募集を行ったところ、たくさんのご応募をいただきました。

今回から審査員を務めていただく写真家 太田真三氏に、各入賞作品に選評をいただきましたので、ご紹介いたします。



入賞、入選及び佳作作品の一部は、本誌「土地家屋調査士」の表紙に採用させていただきます。皆様も是非とも次回コンクールに参加して、ご自身の写真で会報を飾っていただけるのはいかがでしょうか。

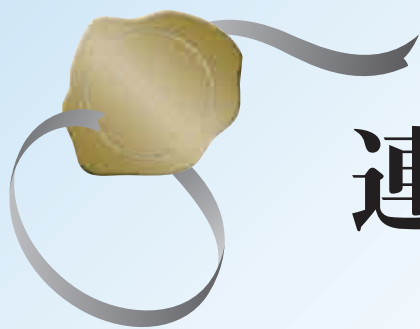
今回の写真コンクールにご応募された全ての方々に感謝申し上げますとともに、次回も多くの方からのご応募を心からお待ちしております。

総評

今回からコンテストの審査を担当いたします太田真三です。長年にわたり当コンテストの審査を務められた恩師でもあります木村恵一先生の後を継ぎ、皆様の素晴らしい写真と対峙させて頂きます事は何よりも楽しみです。

近年スマートフォンの画質も向上して場合によってはデジタルカメラと遜色ない事もあり、その携帯利便性からも日常的に写真を撮るチャンスが増えたことから年々応募数も増えてきている事は嬉しい限りです。応募作品はプロ顔負けの作品も多く、また「調査士ノ目線部門」は会員の皆様ならではの正に目線が作品に現れ感心させていただきました。

審査員 太田 真三氏(日本写真家協会会員)



連合会長賞



「計測地点」

戸田 利一(埼玉会)

夜間の動物写真を撮影する事はただでさえ難しい事ですが、背景に月を配し、その上測量ポールの上にフクロウが佇む絵柄は事前に計算された構図と鳥の生態も知り尽くした作品です。おそらくこの作品を撮るまでには何回も挑戦されたのではないのでしょうか。まさにプロ顔負けです。またタイトルの「計測地点」も作品に合致して土地家屋調査士のコンテストならではのです。

調査士ノ目線部門

金賞



「大きな桜の木の下で」

曾我部 和也(愛媛会)

この写真こそ「調査士ノ目線」を文字どおり表現できている作品です。

計測機の接眼部にスマートフォンを付けて撮るというアイデアも良いですし、またその中に見えている景色も計算された絵作りであると思いますが、これぞ正に土地家屋調査士ならではの「目線」であることにピッタリの作品です。

自由部門

金賞



「～ DAN DAN 心魅かれてく～
※息子の名前は暖(だん)です」

内藤 雅人(千葉会)

産院で生まれたばかりのお子さんの足親指とご両親の結婚指輪でしょうか、それをそっと指にくぐらせるアイデアは、なんとも暖かくほほえましい写真となりました。また、レンズの絞りを調節する事によって背景を綺麗にぼかして指輪と小さな足が、より一層強調された写真になった事も大成功です。これからもお子さんの成長を独自のアイデアで撮影してください。

調査士ノ目線部門

銀賞



「世界遺産を測る part2」

小林 洋平(岐阜会)

合掌作りの古民家を背景として、計測器を載せた三脚と合掌作りの屋根が見事にシンクロしています。また大自然と古民家と現代の道具である計測機械のコラボレーションも面白いです。

土地家屋調査士の皆様があらゆる場所で活躍されている事がアピールできた写真でもあります。

自由部門

銀賞



「脱マスク」

大倉 寛(千葉会)

コロナの規制も少なくなりご家族で旅行に行った際の写真だそうですが、その解放感が大変上手に表現できています。昼間の明るい時間ではなく、夕日を背景として、ジャンプする家族をシルエットとしたことが、そのシンプルさもあってようやく手に入れた自由を表現できています。奥にいる人達との大きさの対比も面白いです。

自由部門

銀賞



「番犬の休日」

田崎 実(福岡会)

300を超える今回の応募作品の中には、家族でもあるペットの写真が数多く見られました。その中でもこの作品は、犬自身がカメラに全く意識していない「休日」を捉えているユーモアあふれる写真です。この靴の持ち主が見たらどう思うかとか、犬がどこからこれを調達したのかとか、この枕の寝心地はなどいろいろな事が想像できる楽しい写真です。



自由部門

銅賞

「北のアイドル」

神長 正昭(茨城会)

このところすっかり自然のアイドルとして定着した「シマエナガ」の可愛らしい写真です。このシマエナガは正面と横からとは印象が違う鳥で、その真正面からを実に可愛らしく捉える事ができました。雪が降る北海道の自然の厳しさも写真に表現されていますし、またその厳しい中で少ないチャンスをモノに出来た写真です。

自由部門

銅賞

「真夏の華」

楠原 良則(岡山会)

花火の写真といえば、すっきりと雲の無い夜空に乱舞する写真を思い浮かべますが、この作品は比較的雲の多い日に打ち上げられた花火を撮ることによって、より幻想的な写真となっています。漂う雲にもその花火の光が反射する事によって、また一輪の花火というシンプルな構図で「華」を素敵に表現できています。



自由部門

銅賞

「早く小学校に行きたいな」

岩切 真紀子(宮崎会)

入学を心待ちにするお子さんでしょうか、背景の桜並木とマッチして季節感が良く出ている作品です。女の子も画面の中で桜の花と干渉する事も無くベストのポジションに置いて画面の構成が出来ています。

また、動きを止める事ができた適正なシャッター速度と望遠レンズ効果によって良い写真になりました。



入選

武田 義彦	埼玉会	「昇 龍」
粟辻 寛紀	大阪会	「夏空の丹鉄」
上坂 琉葵	大阪会	「最強3姉妹と弟とパパ。 さあかかって来い!!」
石本さと子	京都会	「がんばれ!!」
平野 肇	愛知会	「暁に釣る」
濱田 眞行	三重会	「魚眼レンズと言わない」
新留 直	鹿児島会	「早い者勝ち」
小川 龍明	高知会	「宙に舞う」

佳作

関根早由里	埼玉会	「屋根より高い」
山田 陽太	静岡会	「なにをおねがいしようかな」
渡辺 俊治	新潟会	「苔の生す迄」
杉田 育香	大阪会	「つかえる腹」
畑中 潤	三重会	「樽見鉄道」
塩月 聖児	宮崎会	「睡蓮」
山口 雅史	香川会	「春風」
山内 長生	愛媛会	「朝焼けの銀杏並木道」

愛しき我が会、我が地元

4巡目

Vol. 126

「愛しき我が会、我が地元」は2014年3月号から連載が始まり、全国50の土地家屋調査士会の皆様にご協力をいただき、各土地家屋調査士会での活動や、地元の魅力などをご紹介いただきました。このシリーズは「続編」、「続続編」を含め12年にわたり連載し、2024年7月号をもって続続編が終了を迎えましたが、このシリーズがとても好評であることや、私たちがまだまだ知らない全国各地の様々な魅力や、地元土地家屋調査士会での新たな取組などをご紹介いただきたいという想いから、「愛しき我が会、我が地元(4巡目)」として連載を継続することといたしました！今までの「全国の土地家屋調査士会PR活動」や「社会貢献活動」、「特色のある取組」に加え、名所・名産・グルメなど、多岐にわたりご紹介をしていただく予定です。全国の土地家屋調査士会の更なる魅力発見にご期待ください。

連合会広報部

釧路会

『人口より牛が多い町の球児、甲子園へ』

釧路土地家屋調査士会 岩浅 圭一

我々釧路土地家屋調査士会の会員分布範囲は非常に広大であり、その面積は31,017km²、北海道全体からみると約38%もあります。また、私の事務所がある別海町は1,319km²。参考にならないかもしれませんが東京ドーム28,210個分、東西に61.4km、南北に44.3kmと広大な面積を誇り、人口14,200人に対し牛113,711頭が住み暮らす静かな町です。

そんな静かな町に激震が走るニュースが2件ありました。1つは別海町出身の作家河崎秋子さんの作品「ともぐい」が第170回直木賞を受賞したこと。もう1つは町内唯一の高校、北海道立別海高等学校硬式野球部(以下、別海高校野球部)が第96回選抜高等学校野球大会(以下、甲子園)の21世紀枠に初選

出されたことであります。本町にとって、今回の2件のニュースは町民にとって希望をもたらすものであります。

部員数16名と出場32校のうち最少人数とベンチ入り可能人数にも満たないにもかかわらず、全

国的に有名な強豪校にも必死で食らいつくチームの姿に感動を覚えた町民も多かったのではないのでしょうか。

また、別海高校野球部員はボランティア活動にも非常に積極的で、これまでもスケートリンクコースのペンキ塗り作業、学童野球大会や地域のお祭りの手伝い、冬季には除雪作業を行ってきました。私の息子も学童野球少年団員時代は、別海高校野球部開催の野球教室にてかわいがってもらった経験があります。

そして、別海町の冬は雪の多さよりも冷え込みが厳しく、時にはマイナス20度以下にまでなる日もあり、野球の練習をするにはあまりにも厳しい環境です。公立校ということもあり、室内練習場はなく農業用ビニールハウスで冬季の練習をせざるを得ません。そんな環境を跳ね除け甲子園出場を果たした別海高校野球部員は、我々町民の誇りであります。

私自身も小学3年生から野球を始め、大学まで野球に打ち込み、その後は草野球チームに入り現在も幅広い世代の仲間と楽しんでいます。母校である北海道立中標津高等学校硬式野球部が1990年、第72回全国高等学校野球選手権大会に出場しました。今回の別海高等学校硬式野球部が甲子園に出場するまでは、日本で最東端の甲子園出場校でありました。当時中学3年生であった私は、父が中標津高等学校





硬式野球部のOBであったこともあり、翌年4月に同校に入学し野球部に入部しました。甲子園に出場したばかりということで、町内外からの注目を浴びる状況でありました。中学野球とは違い、まずは硬式球に慣れることが重要なのですが、とにかく日々の練習についていくのがやっとの状態の私でしたが、

3年時には主将を任され、夢をもう一度と甲子園を目指しましたが残念ながら夢を叶えることはできませんでした。今でも当時の仲間と酒を酌み交わしながら当時のことを語り合うと、最後の試合に負けた後はともに悔しさの涙を流したが、その半面、プレッシャーやハードな練習(深夜2時まで練習した日もありましたが、時効ということにしてください)から解放されホッとしていたことも正直なところだったな。なんて思い出話に花を咲かせることもあります。

昨年、先輩土地家屋調査士も高齢のため引退され、現在別海町には土地家屋調査士は私一人しかおりません。26歳で開業し、今年で23年目。いつまでも地域のために現場で活躍できる土地家屋調査士として、別海高校野球部からもらった情熱を胸に技術の研鑽と健康管理に努めていこうと思います。

岡山会 『岡山国道ボランティア・ロードによる 広報活動(社会貢献活動)』

岡山県土地家屋調査士会 岡山支部 広報部 右手 秀明

岡山県土地家屋調査士会では、岡山支部・備前支部・倉敷支部・笠岡支部・備北支部・津山支部で構成されており、支部ごとによる様々な広報活動の推進によって、土地家屋調査士の知名度、認知度が図られています。今回は、岡山支部で行われております岡山国道ボランティア・ロードによる広報活動をご紹介します。

2020年度広報活動についての会議中、支部長から「岡山支部の広報活動の一環として新しいことをやってみよう！そういえば国土交通省の中国地方整備局では、国道の清掃活動のボランティアを募集しているみたいだよ！土地家屋調査士として職業上道路と深く関わっているためボランティア・ロードに参加しよう！」との号令によって、岡山国道ボランティア・ロードによる広報活動事業が立ち上がりました。

ボランティア・ロードとは、実施団体、地元自治体及び道路管理者が協力して、道路の美化清掃活動を

行い、地域住民共有の生活空間である道路への愛着心を深めるとともに、道路利用者のマナー向上を啓発することを目的としており、中国地方整備局のボランティア・サポート・プログラムでは、これらの活動のことを「ボランティア・ロード」と呼称しています。また、清掃活動を定期的に行うことにより、ボランティア団体の名称等(岡山県土地家屋調査士会)の看板が活動場所に設置されますので、土地家屋調査士の知名度及び認知度の向上を図りつつ、社会への貢献にも繋がるのが期待されます。

岡山国道ボランティア・ロード開催に当たり、実施団体(岡山県土地家屋調査士会岡山支部)は、実施区域と内容を決めた後、事務



地識くん版ボランティアロードの看板

局へ活動の希望を申し出ます。その後、道路管理者、協力者(市町村)との3者間で協定を結び、協定に基づき清掃、植樹管理等が行われます。手探り状態の中、何度も岡山国道事務所へ出向き協議を行うことになりました。必要な申込書類の提出や清掃活動の範囲決め、清掃活動の道具の情報集め、ボランティア・ロードの看板の設置位置やデザイン案を考えました。なお、ボランティア・ロードの看板には、広報キャラクターの地識くんを採用いたしました。また、岡山市役所に清掃活動で集めたごみの回収要請やゴミ袋の支給の依頼、清掃活動をしているときに着用する岡山県土地家屋調査士会と印刷されたビブスの準備などもいたしました。

新型コロナウイルス感染症の猛威に振り回されながらも様々な準備を終えて、第1回目の岡山国道ボランティア・ロードを2020年11月15日午前8時30分から同10時までの1時間半にわたり、無事に終えることができました。

開催場所は、岡山県土地家屋調査士会館にほど近い国道180号線の番町交差点から西側の万町跨線橋東交差点辺りの、岡山地方法務局本局に向かう際によく利用される通りで行われました。「晴れの国岡山」のとおり晴天に恵まれ、野外活動日和の中、岡山支部の役員・会員の総勢13名による清掃活動が



たくさんの戦利品

和気あいあいと行われ、90リットルのごみ袋が10袋以上も集められました。歩道のごみは少なく、街路樹の草抜きが主な作業となったので、体が堪えましたが、終えてみて皆、達成感にあふれた雰囲気となり、会員相互の親睦も深まる結果になったと感じました。

最後になりますが、ご多忙の中、眞田会長をはじめ役員、会員の方々にはご参加いただき誠にありがとうございました。現在、7回目の開催では、懇親会も開催いたしました。これからも充実した企画となるように取り組みを行って参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



清掃活動の様子



隅々まで見逃しません

「土地家屋調査士白書2024」 発刊のお知らせ

令和4年7月に発刊された『土地家屋調査士白書2022』から統計等のデータを更新するとともに、土地家屋調査士に関する様々なデータを一元的に集約した通算6巻目となる『土地家屋調査士白書2024』（A4判、両面・カラー印刷）を発刊しました。本書は、土地家屋調査士制度の理解を深めていただく上で、土地家屋調査士をはじめ多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部



「土地家屋調査士白書2024」の発刊にあたって

隔年発刊している「土地家屋調査士白書」ですが、平成26年の創刊以来6冊目を数えるに至りました。近時、所有者不明土地問題に関連する一群の法整備として、民法等の一部を改正する法律により重要な変革が導入されるとともに、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が施行されました。そしていよいよ、本年4月からは、相続登記の申請義務化が実施されています。これらの社会状況を分析してみても、私たち土地家屋調査士を含む資格者を取り巻く環境は、大きな変化の渦中に在ると理解しているところです。

また、社会的環境と人々の価値観の変化や加速度を増す技術革新の渦中においても、隣接法律専門職たる資格者としての立ち位置を的確に発信するために、土地家屋調査士としてのデータを収集・蓄積し、整理・分析のもと活用し、未来にわたり、私たちの能力を生かした社会貢献の在り方と方策を模索し続けることは、専門資格者としての存在意義を問われる生命線だと言えます。つまり、これらの活動実態を本白書にてデータとして編纂しておくことは、次代に備える意味からも、資格者として必然だと考えています。

なお、今回の白書編集における特集企画として、現役土地家屋調査士でもある参議院議員・豊田俊郎代議士及び国土交通省住宅局市街地建築課・村上慶裕課長に当職も加わり「狭あい道路の解消に向けて一土地家屋調査士の新たなる取組一」と題した座談会の内容を掲載しています。近年における私たちの取り組みとして、地図づくりへの参画とともに幅員4m未満のいわゆる「狭あい道路」の解消に向けた活動と発信を強化してまいりましたが、介護車両や緊急車両の乗入れ困難な道路環境の整備、火災時の延焼防止、自然災害時の避難経路の安全確保等、私たち土地家屋調査士の経験と能力、特性を活かした方策を提言し、実行することにより、地域互助と地域防災という形で国民生活の安心と安全に寄与することが肝要だと理解しています。さらに、地球規模で掲げられている持続可能な開発目標(SDGs)のうち、「目標11・住み続けられるまちづくりを(包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する)」をも念頭に入れた活動と捉え、社会が直面している高齢化をはじめとした問題にも対処するとともに、「土地家屋調査士白書2024」が、多くの皆様と土地家屋調査士を結ぶ架け橋として、また、隣接法律専門職として土地家屋調査士の未来地図を思い描く一助となれば幸いです。

最後に、本白書の編集に当たり、法務省、国土交通省、最高裁判所、株式会社不動産経済研究所をはじめ関係団体及び各土地家屋調査士会の皆様には、数多くの貴重なデータの提供等ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。

令和6年6月

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

実勢や取り巻く環境について収録した、貴重な資料



土地家屋調査士白書 2024

日本土地家屋調査士会連合会 編

2024年7月刊 A4判 160頁 定価2,090円(本体1,900円) → 特価1,880円(税込)

- 土地家屋調査士及び土地家屋調査士会に関する様々な統計データを一元的に集約。
- 制度広報や、将来の展望に際しての統計集としても活用できる。
- 特集「狭あい道路の解消に向けて—土地家屋調査士の新たな取組—」では、地域互助と地域防災という形で国民生活の安心と安全に寄与するための、土地家屋調査士の経験と能力、特性を活かした方策の提言・実行について意見交換を行った座談会を掲載。

特集「狭あい道路の解消に向けて—土地家屋調査士の新たな取組—」

豊田 俊郎氏 (参議院議員)

村上 慶裕氏 (国土交通省住宅局市街地建築課課長)

岡田潤一郎氏 (日本土地家屋調査士会連合会会長)

久保 智則氏 (日本土地家屋調査士会連合会常任理事)

第1章 安心して暮らせる社会の実現を目指す

- 1 狭あい道路の解消と土地家屋調査士
- 2 不動産の相続(相続登記の申請の義務化、相続土地国庫帰属制度等)に関する大変革と所有者不明土地問題に向き合う土地家屋調査士
- 3 災害と向き合う土地家屋調査士
- 4 土地家屋調査士制度の啓発活動

- 2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移
- 3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移
- 4 土地家屋調査士とオンライン登記申請
- 5 登記申請を伴わない調査・測量業務の件数の推移
- 6 公共嘱託登記
- 7 法務局地図作成事業

- 3 土地家屋調査士試験受験者数、合格者数及び合格率等
- 4 都道府県別人口と各法律専門職等士業人口
- 5 各都道府県における土地家屋調査士(法人含む)事務所の補助者について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会組織について
- 7 土地家屋調査士賠償責任保険
- 8 大規模災害対策基金
- 9 土地家屋調査士政治連盟の進化と役割

第2章 境界紛争のない社会を目指す

- 1 土地家屋調査士の使命～土地の筆界を明らかにする専門家として～
- 2 国際地籍シンポジウムの開催と今後
- 3 地籍問題研究会
- 4 土地の筆界に関する「地域の慣習(地図等の歴史的資料類)」の研究
- 5 土地家屋調査士会が運営するADR境界問題相談センター
- 6 筆界特定制度と土地家屋調査士の関わり
- 7 土地家屋調査士の司法参加

第4章 研究、研鑽し、発信する

- 1 日本土地家屋調査士会連合会の「研究所」について
- 2 土地家屋調査士特別研修とADR代理関係業務認定土地家屋調査士
- 3 土地家屋調査士新人研修
- 4 土地家屋調査士年次研修
- 5 土地家屋調査士会による研修会
- 6 eラーニングによる土地家屋調査士の研修の充実化
- 7 土地家屋調査士専門職能継続学習(土地家屋調査士CPD)制度

第6章 土地家屋調査士自らを省みる

- 1 土地家屋調査士の登録
- 2 懲戒処分

第3章 不動産に関する権利の明確化に寄与する

- 1 不動産登記事件数の推移

第5章 日本全国あなたの近くの土地家屋調査士

- 1 全国の土地家屋調査士会
- 2 全国の土地家屋調査士人口

第7章 土地家屋調査士が歩み続けた道

- 1 土地家屋調査士制度の誕生
- 2 日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに土地家屋調査士制度及び不動産登記制度の変遷

参考資料 国土交通省発表「土地白書」から

特別価格・送料当社負担 書籍注文書 注文締切 2024年 9月30日(月) 必着

お届け 確認後、4～5営業日で、郵送または宅配にて出荷します(国内限り)。*在庫が無い場合は、少々お時間を頂きます。

ご注文 FAX.03-3953-2061 太枠内を記入し、当社に送信ください。

お支払 商品に同封の振込用紙をご利用ください(振込手数料は当社負担)。

下記コードまたはURLからでも特別価格・送料当社負担にてご注文いただけます！
<https://forms.gle/7AWVrsD3W7NM3m6u7>



書名	特価(税込)	部数
土地家屋調査士白書2024	1,880円	部

■ご注文日 年 月 日 販促コード：205110

フリガナ	TEL
お名前	FAX
ご住所 〒	通信欄

*ご記入いただいた個人情報、商品の発送、お支払いの確認などの連絡および当社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。

日本加除出版 〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 X(旧Twitter):@nihonkajo

お知らせ

土地家屋調査士2025年オリジナルカレンダー

国土の基礎—基準点のある ふるさとの山々

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で25回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」が下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。 ・消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 580円	1本 760円	1本 760円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申 込 締 切	2024年8月30日(金)		
納 品 予 定	2024年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申込み
締 切 り

2024年
8月30日(金)

お申込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
A) シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入れの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2024年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,500円	1,800円	3,300円

ご注文は FAX:06-6467-8949

大毎広告株式会社 TEL 06-6467-8948
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル7階 カレンダー担当/大森良太・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。 **FAX:06-6467-8949**

■ご注文本数

A)シンボルマークのみ 1本 580円 <input type="text"/> 本	B)調査士会名入り(50本以上) 1本 760円 <input type="text"/> 本	C)調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 760円 <input type="text"/> 本
--	---	--

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り 新ネーム

2024年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。 新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

■ネーム

肩書	(20字以内)	
事務所名	(15字以内)	TEL () -
住所 〒		FAX () -
E-mail		調査士会名

■以上のとおり申込みます。 2024年 月 日

お名前(または事務所名)	印	連絡先	TEL () -
			FAX () -
カレンダーお届け先 〒	お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。 (ネーム住所と同じ)		受付欄

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



6月16日
～7月15日

水道橋に夏が来た。連日の猛暑にもかかわらず、日調連の各役員及び各種委員が吸い寄せられるように土地家屋調査士会館に入って来る。ここ水道橋を拠点としての活動が、全国の会員の笑顔と国民生活の向上につながることを信じて皆で汗をかく。全国の土地家屋調査士会役員や支部役員、政治連盟役員、公嘱協会役員も同じ思いで制度を支え合う。私たち土地家屋調査士には、そんな伝統の灯が脈々と受け継がれてきたのである。

6月

17日 第2回常任理事会

全ての副会長、専務理事、常務理事、常任理事に参集してもらい、翌日から開催する日調連定時総会に向けた確認と全国からの質問事項の整理・共有を行う。午後からは、議事運営に関しての打合せを実施した。

18日、19日 第81回定時総会

私自身、日調連の総会への出席は二十数回目だが、何度経験しても緊張する。会場の東京ドームホテルへ向かう水道橋の町並みがいつもの景色とは違って見えるような気がする。全国から参集した各土地家屋調査士会の会長、代議員の皆さんとともに土地家屋調査士制度の未来を語り合う場として、執行部一丸となって臨む。

19日 日本行政書士会連合会 令和6年度定時総会懇親会

この時期は、関係士業団体も総会を開催するシーズンである。自分たちの総会を無事に終えて息つく間もなく。この日は日行連の総会に出席させていただき、常任会長はじめ多くの方々と挨拶を交わす。

20日 日本司法書士会連合会 第89回定時総会懇親会

連続して日司連総会に出席し、小澤会長をはじめ、多くの関係者の方々と情報交換と意見交換をさせていただいた。日司連の皆さんとは顔なじみの方も多く、時間を忘れて終宴まで話し込んでしまった。

24日 福岡県八女市庁舎の建物表題登記納品の式典

福岡県八女市役所の新庁舎落成に伴い、地元の土地家屋調査士による建物表題登記が完了し、杉山副会長と共に成果品の納品式典に出席。官公庁の建物登記に新風を吹き込む機会と捉え、市長さんと意見交換を行ったところである。

25日 全国測量設計業協会連合会令和6年度定時総会懇親会

全測連は、本年が役員改選期であり、新会長が就任され、前会長とともにご挨拶をさせていただく。今後も意見交換会等の継続開催や相互交流についてお話させてもらった。

26日 日本地図センター 第26回評議員会

一般財団法人日本地図センターの評議員として会議に出席。当センターでは、地図検定なる企画を展開しており、かなり難易度も高く、地図好きの一人として挑戦心をくすぐられた次第である。

27日 第11回しずおか境界シンポジウムに関する打合せ

7月31日の土地家屋調査士の日に静岡会の主催で開催するシンポジウムの打合せを、登壇予定の関係者が集合し実施した。

28日 日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会第67回定例総会及び懇親会

本年の中国ブロック協議会総会は広島市で開催され、東京から新幹線で西へ向かう。途中、大雨で新幹線が停まってハラハラしつつ、来賓入場時間の3分前に会場に到着でき、旧知の中国ブロック協議会役員の皆さんと制度の方向に関して意見交換を行うことができた。

29日 金城榮秀氏 黄綬褒章受章記念祝賀会

沖縄会の金城先生の祝賀会のため、広島空港から那覇へ向かう。梅雨が開けた沖縄の眩い太陽に迎えら

れ、会場へ向かった。金城先生の優しさが醸し出る、なんとも温かな祝賀会を体験させていただいた。

7月

2日 eラーニングコンテンツに関する打合せ(荒木弁護士)

所有者不明土地建物管理人としての活動を啓蒙するためのeラーニングのコンテンツ作成に当たり、講師をお願いさせていただく弁護士の荒木先生との打合せに、杉山副会長、石野常任理事、権田理事とともに参加した。

3日 第1回正副会長会議

全ての副会長と専務理事、常務理事、総務部長に参集してもらい、能登半島地震における対応をはじめとした喫緊の課題と懸案事項の整理を行う。

3日、4日 第3回常任理事会

先の定時総会において承認いただいた、令和6年度事業を本格的に執行することを念頭に、常任理事会を招集。定時総会での質問や意見を再度認識しつつ、さらなるスピード感を持って日々の会務に当たるよう常任理事会構成員で意識を共有したところである。

3日 国土交通省政策統括官付地理空間情報課からの挨拶対応

国土交通省の組織改編に伴い、従来の地籍調査課が

標記名称となることとなり、関係者の皆さんがご挨拶に来られ、会長室にて対応した。

4日 第1回組織改編検討PT会議

常任理事会終了後、関係役員と関係委員により日調連の組織改編に関する検討会を開催した。

5日 日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会令和6年度定時総会及び懇親会

中部ブロック協議会の総会は富山において開催。北陸新幹線で富山入りし、ブロック協議会の皆さんに祝辞をお伝えするとともに、懇親会や二日目の意見交換会の場で様々な情報交換をさせていただいた。

7日 第19回土地家屋調査士特別研修 講師説明会

19回目を迎える土地家屋調査士特別研修において、お世話になる弁護士の先生方に対する講師説明会が日調連会議室において開催され、日曜日にもかかわらず全国各地から参集いただいた弁護士の先生方にご挨拶をさせていただいた。

12日 日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会第69回定時総会及び懇親会

今年の東北ブロック協議会の総会の会場は山形市である。厳かに進行する中で祝辞を述べさせていただいた。翌日は「連合会長と語ろう！」なる企画に参加し、多くの皆さんと、多様なテーマについて肩の力を抜いたお話ができ、実に楽しい時間を過ごさせていただいた。

6月

17日

○第2回常任理事会

<協議事項>

- 1 第81回定時総会の対応について
- 2 土地家屋調査士倫理規程及び土地家屋調査士職務規程の統合について
- 3 年計報告に係る今後の所管について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号(領収証)の取扱いについて

18日、19日

○第81回定時総会

第1号議案 (イ) 令和5年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ) 令和5年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 会館特別会計の廃止及び一般会計の会館拡充準備金の取崩し並びに日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)審議の件

第3号議案 令和6年度事業計画(案)審議の件

第4号議案 (イ) 令和6年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ) 令和6年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

25日、26日

○第3回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士職務規程について
- 2 法務局及び地方法務局備付けの事務取扱要領等について
- 3 年計報告書総合計表について
- 4 筆界特定制度について
- 5 登記測量について
- 6 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 7 調査士カルテMap及び不動産ID確認システムについて
- 8 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて

26日

○第2回総務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和6年度総務部事業の執行計画について
- 2 総務部所管の委員会等の委員候補者の選出

について

- 3 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人登録支援システム(仮)の構築について
- 4 役職員を対象とした研修のため契約しているeラーニングシステムの継続について
- 5 令和5年度第1回全国会長会議の運営等について

26日、27日

○第2回研修部会

<協議事項>

- 1 令和6年度土地家屋調査士新人研修の運営等について
- 2 令和8年度(2026年度)に実施する各ブロックの新人研修の実施・運営等に向けた対応について
- 3 第2期土地家屋調査士年次研修の実施内容等について
- 4 令和6年度におけるeラーニングの作成について
- 5 全国の土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会について
- 6 研修管理システム及びCPD管理システムの構築について
- 7 第19回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施について
- 8 第20回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理について

○第3回広報部会

<協議事項>

- 1 令和6年度のウェブコンテンツの作成について
- 2 こども霞が関見学デーへの対応について
- 3 土地家屋調査士制度広報用ポスターの作成について
- 4 土地家屋調査士パンフレットの作成について
- 5 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 6 受験者の拡大に向けた活動について
- 7 土地家屋調査士広報コンテストについて
- 8 会報の編集及び発行について

27日

○第1回研究テーマ「表示登記制度」及び「土地家屋調査士制度」合同会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「表示登記制度に関する研究」及び「土地家屋調査士制度に関する研究」の今後の研究の進め方について

7月

2日

○第2回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第19回土地家屋調査士特別研修の講師説明会の運営等について
- 2 第19回土地家屋調査士特別研修の接続テスト及びガイダンスについて
- 3 第19回土地家屋調査士特別研修の集合研修・総合講義の事務運営管理の分担について
- 4 第20回土地家屋調査士特別研修について

3日

○第1回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第3回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

3日、4日

○第3回常任理事会

<審議事項>

- 1 令和7年春の叙勲及び褒章候補者の推薦について
- 2 各種委員会委員等の選任について
- 3 調査情報保全管理委員会の設置及び委員の選任について
- 4 土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人登録支援システム(仮)の構築について
- 2 土地家屋調査士会賠償責任保険事故処理委員会規則(モデル)の一部改正(案)について
- 3 令和6年度における財政シミュレーション資料の作成方針について
- 4 専務理事及び常務理事の役員手当等の見直しについて
- 5 令和7年度事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号(領収証)の今後の方向性について
- 7 令和6年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 8 令和6年度第1回全国会長会議の運営等について

4日

○第1回組織改編検討PT会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)の設置について
- 2 今後の役割分担及び対応並びにスケジュールについて
- 3 制度対策本部等の連合会における在り方について

お知らせ

*** 令和6年5月号P37-P38に掲載された「ネットワーク50・神奈川会」の記事について***

上記記事内において民間等電子基準点に関する記述がありますが、民間等電子基準点は不動産登記規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」には含まれません。したがって、地積測量図作成のための与点とすることはできませんので、取扱いには十分ご注意ください。念のためお知らせします。

連合会業務部

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標 題
6月17日	国民年金基金の制度広報における「夏季特別加入促進キャンペーン」(8月から10月まで)に係る協力方について(依頼)
6月17日	法務局及び地方法務局備付けの事務取扱要領等の公開について(お知らせ)
6月20日	令和6年6月14日に発生した登記・供託オンライン申請システムの障害について(お知らせ)
6月20日	調査士カルテ Map の利用推進に向けた説明会(電子会議)の動画の公開について(お知らせ)
6月20日	令和6年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の開催について(予告)
6月21日	第39回写真コンクールの結果について(お知らせ)
6月24日	「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」の公表について(お知らせ)
6月24日	「骨太の方針2024」の閣議決定を受けての会長声明について(お知らせ)
6月24日	不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて(ウェブ会議による登記簿の附属書類等の閲覧関係)(参考送付)
6月24日	土地家屋調査士の日及び全国一斉不動産表示登記無料相談会用ポスター(データ)の送付について
6月25日	第19回土地家屋調査士特別研修に関するCPDポイントについて(通知)
7月1日	令和6年度日本土地家屋調査士会連合会長表彰状等の受賞者名簿の送付について
7月3日	「重要土地ウェブ地図」の公開について(お知らせ)
7月3日	土地家屋調査士手帳の頒布について(案内)
7月8日	第19回土地家屋調査士特別研修の追加教材(土地家屋調査士特別研修過去問集)の配布について(お願い)
7月8日	地籍問題研究会第38回定例研究会の開催について(お知らせ)
7月8日	地籍問題研究会第38回定例研究会のCPDポイントについて(通知)
7月10日	土地家屋調査士試験日ポスター(データ)の送付について
7月12日	筆界特定制度に関するアンケートについて(依頼)

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和6年6月3日付

東京 8361	稲積 雄気
東京 8362	長嶋 省吾
東京 8363	岩橋 大地
東京 8364	佐藤 有治
東京 8365	西村 浩一
東京 8366	伊藤 美春
東京 8367	古川 大輝
東京 8368	濱野 由佳
東京 8369	川村 孝太
神奈川 3236	中村 浩子
神奈川 3237	澤山 文朗
千葉 2283	江澤 崇裕
群馬 1104	奥原 剛
長野 2637	萩野 力也
長野 2638	岡崎 貴子
大阪 3463	高木 里佳
大阪 3464	阿部 智哉
大阪 3465	田中 聡美
大阪 3466	越村 直人
大阪 3467	萩野 亮太
大阪 3468	寺岡 実紀
兵庫 2581	明石 優
滋賀 485	松下 直也
鳥取 488	松本 大司

令和6年6月10日付

神奈川 3238	出口 裕貴
神奈川 3239	武田麻衣子
千葉 2284	四方 佳奈
長野 2639	大西 健仁
兵庫 2582	山口 莉沙
兵庫 2583	平野 貴宣
愛知 3137	浅野 一彦
愛知 3138	千田 真弘
愛知 3139	小久保誓也
愛知 3140	丹羽 祐二
愛知 3141	阿尾 充訓
岐阜 1331	平畑 直行
富山 559	矢野 政幸

令和6年6月20日付

神奈川 3240	竹下 知花
滋賀 486	今居 達也
広島 1950	田中 佑弥
福岡 2448	丸山 哲也
長崎 819	宇土 郁哉
青森 796	古川 憲子

登録取消し者

令和5年10月25日付

京都 474	山崎 春男
--------	-------

令和6年4月7日付

東京 5159	宮崎 十三
---------	-------

令和6年4月8日付

高知 571	山中 健
--------	------

令和6年4月17日付

東京 6140	小澤 秀一
---------	-------

令和6年4月26日付

神奈川 2566	猪狩 慎一
岩手 1050	芳賀 義明

令和6年5月4日付

福岡 686	高橋 武人
--------	-------

令和6年5月27日付

長野 2133	児玉 和美
---------	-------

令和6年5月29日付

函館 160	坂本 修康
--------	-------

令和6年6月3日付

東京 5372	小森 隆司
兵庫 1398	東山 芳朗
兵庫 1448	黒田 孝教
高知 606	弘田 治利

令和6年6月10日付

東京 5183	小林 庄次
大阪 2468	吉田 哲也
兵庫 1299	川上 正嗣

愛知 2275	杉浦 清和
愛知 2367	金 正和
三重 676	東 長次郎
石川 256	端谷 晋
宮城 747	木皿 美淑
青森 757	藤嶋 雅章
札幌 954	横田 幸司
愛媛 731	重松 和彦

令和6年6月20日付

東京 6391	和田 千秋
東京 7600	鈴木 博道
東京 7785	石田 雅微
神奈川 2214	山田 清光
千葉 1459	疋田 隆雄
千葉 1959	鮎澤 孝幸
茨城 1200	羽田 茂
静岡 1123	袴田 延男
静岡 1427	山本 勝美
新潟 1963	松本 英雄
山口 547	宮本 武
宮崎 704	黒木 憲三
函館 139	安藤 榮継
函館 153	阿相 功

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和6年6月3日付

東京 8365	西村 浩一
東京 8369	川村 孝太
群馬 1104	奥原 剛
大阪 3132	南口 浩
兵庫 2388	二杉 隆志

令和6年6月10日付

千葉 2256	藤木 裕介
静岡 1636	池田 拓人

令和6年6月20日付

広島 1937	岡野 誠吾
青森 708	三戸 靖史



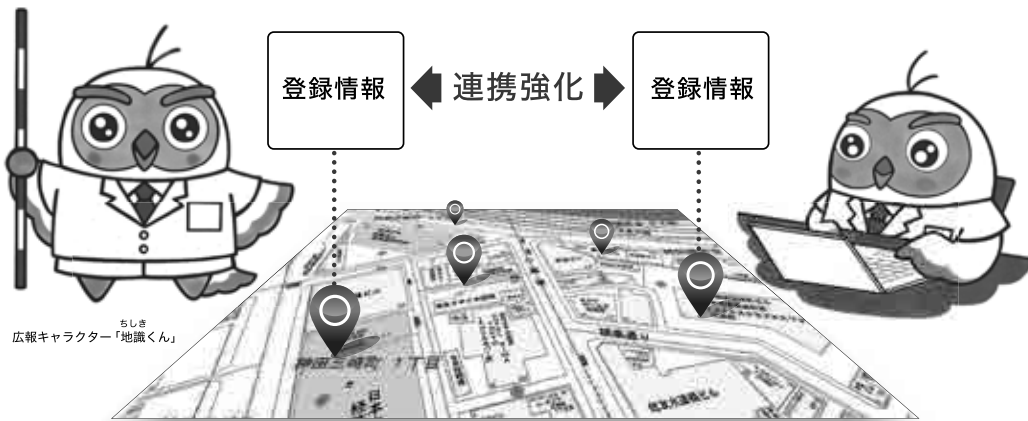
日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

住宅地図・ブルーマップ
 全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
 地図印刷！

地図上で事件簿
 管理ができます！

SIMA図示や
 多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

地図機能について 「調査士カルテMap」では、以下地図機能がご利用できます。



業務に必要な地図が
 これ一つで

住宅地図 ブルーマップ 用途地域

PC やタブレットでいつでも確認でき、
 資料集め・事前調査で活用できます。



地図上で
 事件簿管理が可能

- 調査情報・関連書類を地図上に登録し、
 事件簿の一元管理ができます。
- 登録情報は CSV 出力もでき、
 年計表作成にも役立ちます。

新機能追加について

- 共有ページの検索可能縮尺が拡大し、視認性が向上しました。
- 地図画面での現在地移動が可能となり、現地調査での利用がしやすくなりました。
- 印刷範囲が赤枠で表示され、印刷がしやすくなりました。他にも便利な機能を同時追加！

全国閲覧可 月額 **3,960円** (税込) お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております < 無料で利用できる期間をご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



← 連合会 HP 右下の
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】
 日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 (E-mail) kartemap@chosashi.or.jp



「終戦日」

深谷 健吾

境内の鳩に餌を撒き終戦日
校庭の踊り櫓の昼しづか
飲んで食べひたすら眠る帰省の子
引く波を追ひかけ子らの夏終わる

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

腕時計跡すつきりの日焼かな
好きなことやつて老いたり古団扇
五欲みな捨てられもせず更衣
遊ぶ子らを数へて分けるサクランボ

茨城 中原ひそむ

かく生きて曾孫十人子供の日
老いの身に静かに巡る走馬灯
今日またも転び怪我なし生身魂
食細くなりゆくばかり老いの夏

岐阜 堀越 貞有

逃げ回る蒙古斑へと天瓜粉
合宿の麩合戦熱帯夜
噴水にうなじを濡らす女神像
でこぼこの道ぬけ祖父の墓参り

兵庫 小林 昌三

ネットワークの如き一粒ミニトマト
帰郷して先づは近所の螢川

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

五欲みな捨てられもせず更衣

「更衣」は、夏の季語。季節の推移にあわ

せて替えることをいう。俳句では夏の衣服に替えることをいう。更衣は宮中で旧暦四月朔日に行なわれていたものが、一般に広まったもの。現在でも制服を着用する所では五六月に夏服への更衣を行う。「五欲」とは一般的に財欲・色欲・食欲・名欲・睡眠欲など人間がもつ五つの欲望のこと。近年では四季の薄れている気象現象ではあるが、春服から夏服へと秋服から冬服への更衣は行われている。提句は、「五欲」と「更衣」との取合せの妙による見事な一句である。

中原ひそむ

老いの身に静かに巡る走馬灯

「走馬灯」は、夏の季語。影絵仕掛けの回り灯籠。二層になった灯籠の外側に紙や布を張り、内側に人馬などの絵を切り抜いて張り付け、軸の上に風車をつけたもの。中の蠟燭に火をとますと、風が生じて、内側の筒が回転し、影絵が走るように見える。現在でもお盆の際に走馬灯を飾る地域がある。周り灯籠を見ていると、いろいろな思い出が去来するのでしよう。老い身ならではの見事な心象句である。

堀越 貞有

逃げ回る蒙古斑へと天瓜粉

「天瓜粉」は、夏の季語。ウリ科の多年草黄烏瓜(天瓜)の根から作った白色の澱粉。汗しらずともいう。子供の汗疹・ただれなどを防ぐのに用いる。「蒙古斑」とは生後一週間から一か月ころまでに、お尻や腰にみられる青いあざのこと。五、六歳までには自然に消え

るといふ。提句は、蒙古斑のある湯上り子供にパフで天瓜粉をつけようとしている親子のほのぼのとした光景を活写した佳句である。

小林 昌三

帰郷して先づは近所の螢川

「螢」とは、夏の季語。初夏の闇夜に、すいすいと光を放ちながら飛んでいる螢は美しいばかりでなく、神秘的ですらある。螢の名所も少なくなく、宇治の螢合戦など、螢にまつわる伝説も多い。古来螢狩りの対象となってきたのは源氏螢と平家螢。久しぶりに帰郷したのでしよう。従来から帰省して最初の行く先は子供の頃から遊んでいた近所の螢川へ行くのが習いと。幾つになっても故郷は懐かしい。平明な言葉で郷愁感を詠み込んだ佳句である。

「投稿方法」

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句(一口3〜5句程度)

◆以上をお書きの上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

郵便・〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町

日本土地家屋調査士会連合会広報部係

FAX・03-1332921-0059

電子メール・rengokai@chosashi.or.jp

投稿期間は前々月の1日から末日までの1か月間です。

投稿者について、これまでは会員のみを対象としてきましたが、広く投稿を募りたいとの考えから、会員家族、補助者及び退会された方についても投稿できることとしましたので、皆様でお誘い合わせの上、投稿していただくと幸いです。

これからの引き続きご投稿いただきますようお願いいたします。

— 先輩からのメッセージ —

年金のことは若い時から考えて

旭川会 梅野 新

旭川土地家屋調査士会の梅野です。昭和49年生まれの50歳となりました。4年前に国民年金基金の文章を寄稿させていただき今回で2回目となります。土地家屋調査士に登録して早いもので25年が経ちました。

前回投稿した際はコロナ禍まっただ中で皆さんも不安を抱えていた時期だったと記憶しております。あれだけ騒がれていたのが嘘のように今ではコロナ前の日常を取り戻しつつあり、皆さんも仕事に会議に宴会に忙しい毎日を過ごしていることと思います。

不測の事態というのは起こり得るものだと改めて考えさせられた4年間でした。

私も、そのことをきっかけに不測の事態というのを少しずつ考え始める年代となりました。

「老後の蓄えは2,000万円必要だ」と政府のどなたかが言っていましたが、子育て世代の私にはまだまだ遠い目標となっております。

また、やはり心配なのが国民年金をもらえる年齢に達した時にいくらになるのか……

本当にもらえるのか……

不測の事態が起こらないという保証はどこにもないのではないか……

皆さんの中にも同じ不安を抱えている方が多くいらっしゃるかと思います。

特に土地家屋調査士になって間もない若い方は尚更ではないでしょうか。少子高齢化で自分が年金を支給される時に、支えてくれる人数が少ないとどうなっていくのか。

私もそうでしたが、若い時には年金は遠い未来のことだと思っておりましたが、あっという間に月日は経っていくものです。

今から少額でも構いませんので、老後の貯金だと



思っ公的な年金制度である国民年金基金に加入しておくことをお勧めいたします。

確定申告の際にも掛金は控除が受けられますので、税金対策にもなりますし、何より老後の蓄えは貯めようと思っいてもなかなか自分では貯められないものです。

国民年金基金で定額を積み立てる気持ちで入っただいた方が確実ではないでしょうか。

また、補助者や土地家屋調査士のご家族も加入することができますので、加入されていない方は今一度、シミュレーションしてみたいかがでしょうか。

私のように子育て世代は、子供にお金がかかる時期なので出費も大変だとは思っますが、後になってから後悔しないように、不測の事態が起きたときに慌てないように、今からの準備をしておく必要があると思っます。

いつまでも気力と体力が続き元気で仕事を続けて行けることが理想ですが、そうでなくなった時のことを考えおくことも必要だと、私も50歳になって実感し始めている今日この頃です。

国民年金基金 のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —



国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

●国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の「**公的な年金制度**」です。

国民年金基金のおすすめポイント ～税優遇を活かして老後に備える～

1 税制上の優遇措置

- 掛金** 掛金は **全額社会保険料控除**の対象となり**所得税、住民税が軽減**されます。
(掛金上限額(816,000円/年)まで控除対象)
- 年金** 受け取る年金にも**公的年金等控除**が適用されます。
- 遺族一時金** 遺族一時金は全額が**非課税**となります。

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた「**終身年金**」が基本です。

3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

国民年金基金に加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方

キャンペーン実施中!
8~10月ご加入の方に
クオカード2,000円進呈!



重要 本年分の税控除をご希望の方は、10月11日(必着)までに加入申出書提出が必要です!

お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント

HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます!



編集後記

編集後記の冒頭は、おおむね季節感のある話にしていますが、さすがに今日(7月下旬)の暑さを書いたところで、「読むのも暑苦しい」と叱られそうなのでためらってしまいます。水分補給と十分な休息を忘れずに酷暑を乗り切ってください。

土地家屋調査士という職に就いてから、より多くの人と会う機会が増えました。自分の業務で依頼人や関係者とお会いするばかりでなく、役員経験を通じて他会の役員や他士業の役員とも交流を持つことも。さらには、土地家屋調査士を取り巻く様々なメーカーや学識経験者、議員の先生方からの協力や指導には感謝の言葉しかありません。

6月の定時総会においても、議事・質疑応答は記事に委ねるとして、多くの関係者と直接ご挨拶させていただくことができました。土地家屋調査士が土地家屋調査士として安定して業務を行えるのは、自分自身の力だけではないと再認識しました。

認識といえば、土地家屋調査士のデータや歴史を

まとめた「土地家屋調査士白書2024」が発刊されました。2年に一度、様々な統計データを元に土地家屋調査士業界を分析した結果となりますが、これまでは広報部の中に白書編集会議を設けて執筆していました。今後は、設立が検討されている土地家屋調査士総合研究所(仮称)にも協力を求め、幅広い視野で分析・執筆を行い、発刊を続けていきたいと思えます。ちなみに表紙写真と裏表紙写真は、広報部理事一期目である北の大地と火の国の二人にお願いしました。日本列島の北と南の二人が土地家屋調査士業界を見つめ直しました。全国の土地家屋調査士会にも配布しておりますので、事務局などで是非とも手に取っていただければ幸いです。

最後に、今号では、元東京法務局長であり、私たちにとってはバイブルとも言える「里道・水路・海浜～長狭物の所有と管理～」の著者である故寶金敏明先生に送られた追悼文を掲載させていただきました。

広報部次長 中山 敬一(兵庫会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社